

令和元年

第4回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和元年12月12日

閉会 令和元年12月20日

忠岡町議会

令和元年 第4回忠岡町議会定例会会議録

令和元年12月12日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

議長(杉原 健士議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和元年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長(杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

令和元年第4回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 一般質問 |
| 日程第5 | 認定第 1号 | 平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 | 平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定について
(一括決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第6 | 忠議第 1号 | 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第54号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第55号 | 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第9 | 議案第56号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第57号 | 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第58号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第59号 | 忠岡町教育委員会委員定数条例の制定について |

- 日程第13 議案第60号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第62号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第63号 忠岡町下水道条例の一部改正について
日程第17 議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について
日程第18 議案第65号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）について
日程第19 議案第66号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて
日程第20 議案第67号 令和元年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長よりご挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、第4回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席くださいます、ありがとうございます。

本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会、また全員協議会でご協議願ってきたところでございますが、本日もよろしくご審議を賜りたく存じます。

このたび、町制80周年を10月6日に議会の皆様と主催でき、大変うれしく思っております。これからも防災・減災対策の推進を柱に、住民の皆様の暮らしの向上に努めてまいります。

ところで、10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、中途半端な政策だけに、私たち市町村に負担が押しつけられるだけでなく、子どもや保護者に戸惑いと疑問の声が強く、本町にとっても戸惑うところでもあります。

そう言うだけではなしに、子どもを守り、保護者の皆様に安心してもらう教育、福祉に努める覚悟でありますので、今議会を通じ、議会議員各位からのご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

ありがとうございます。

議長（杉原 健士議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、8番・三宅良矢議員、10番・勝元由佳子議員を指名いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より12月20日までの9日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、12月20日までの9日間と決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、議会運営委員会委員の変更についてであります。前川和也議員の会派移動に伴いまして、議会運営委員会委員の辞任願いの提出がありましたので、私より勝元由佳子議員を議会運営委員会委員として指名いたしましたことを報告いたします。

続きまして、和田善臣監査委員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。和田議員。

監査委員（和田 善臣議員）

例月出納検査についてご報告申し上げます。

ここに、報告申し上げますのは、令和元年8月30日、9月26日及び10月29日に行いました内容で、帳簿等は、同年7月31日、8月31日及び9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計及び各特別会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布しました数値表

のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 和田 善臣

議長（杉原 健士議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従って発言を許します。なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、三宅良矢議員の質問を許します。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく申し上げます。通告書に基づきまして、令和元年12月、一般質問をさせていただきます。

まずは、住民の生命と財産を守る大津川河川の洪水対策について質問させていただきます。

大型台風などに伴います大津川河川洪水の想定につきまして、河川沿いにおいて最も懸念される破堤予想地域、つまり河川の増水により土手を越えてくる可能性が高い場所は、忠岡町側の南海本線遮断機から楯並橋までの土手の2カ所であることは皆さんご存じだと思います。

緊急時の越水への対策につきましては、現状、土のうを消防、救急、また消防団での人海戦術での積み上げ方法を想定されています。しかし、危険水位に達した場合、また干潮から満潮に向かっているなど危険が予測される場合においては、対応している人員の生命が最優先なので、対応途中であろうと避難しなければいけません。つまり、諦めざるを得なくなるということになります。実際の緊急的に災害が起こるであろうと見られる現場での対応としては、現実的ではないと考えることが妥当であると思っております。

そこで、上記の事実を踏まえまして、3点質問させていただきます。

1点目です。設置にかかる時間が土のうに比べて10分の1以下であり、10年間で600万円程度の費用で対応可能な水のう方式を導入し、対応策を切りかえていくことが有効であると考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。上記にある2カ所が越水した場合の水害による忠岡町の被害金額はどのよ

うになるのか、想定はできていますでしょうか。

3点目です。危機を知らせる橋桁の表示が、一般の住民から見て大変見にくく、わかりづらい。知らない、わからない方も多いです。知っていない方も多いです。雨天時の夜間は、特に判別しようと僕が見に行っても、夜間、目を凝らしても、「何やろ」というようなレベルの黒白表示です。そこで、カラー表示に変えて、誰にとってもわかりやすい状況に改善することはできないのか。

以上3点を一括にてご回答ください。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問1点目の水のうにつきましては、議員仰せのように、従来の土のう工法と比べまして、人員と作業時間が大幅に削減できることにより、緊急時に短時間での広範囲の浸水を防ぐことができる特徴を持っておるということをございます。

ただ、段差が生じる場所では設置が難しいといった面もございます。水防機材として有効なものであることから、今後、水防備品としての導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の被害金額でございますが、現在のところ水害による被害金額の想定はできておりません。

3点目の橋桁の表示についてでございますが、これにつきましては、河川管理者である大阪府に対しまして、カラー表示などの、より見やすくなるような改善を要望してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。導入について前向きに検討いただけるということで。できましたら、来年の雨季、6月、台風時期手前までには進めていただきたいということをおあわせて要望させていただきます。

2点目につきましては、千葉県等の洪水を見ても、こういった導入するコストよりも、そら住民さんがこうむる被害金額のほうがはるかに高いという認識は持っていたらと思います。

また、橋桁につきましても、橋桁だけじゃなく、土手、堤防沿いですね、ああいったところでも表記できないのかなというのはありますので、また今後ともあわせて、住民にとってもわかりやすい危険を知らせるポイントとして、またお願いしていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次に、がん検診におきます最先端技術の早期導入についてご質問させていただきます。

がん検診において、新たに尿や血液を用いた検査が確立されつつあります。時間や肉体的な負担を極めて大きく軽減でき、また、検診率の向上も強く期待できると思います。例えば、尿1滴で線虫という本当に小さい虫を用いた検査方法は、現在、久留米市と連携し、実証実験も行われております。来年1月には、1回1万数千円程度での商用化も見込まれていると報道がありました。他にも、1滴の血液を用いた検査でも、従来のがん検診に比べてはるかに高い発見率が見込まれております。それは、従来の検査では発見がほぼ不可能なごくごく初期のステージ0、1、2レベルでも発見可能となっているとされています。それによって、がん死亡による社会的な損失がなくせる可能性を大いに秘めていると考えております。

上記の事実を踏まえまして、4点質問させていただきます。1点目です。今後の忠岡町のがん検診の方向性としても、この技術が商用化されたら、この技術を基本的な検査として導入されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。商用化からがん検診に正式導入されるまでは、全額自己負担でもこのような検査方法があることを忠岡町の住民に対しまして周知、紹介することはできないでしょうか。

3点目です。現状のがん検診受診率を基本に、現状のがん検診でかかっているコストと、尿での線虫がん検査の費用を仮に1万4,000円としたら、どれぐらいのコストが見込まれますか。

4点目です。現状のがん検診での発見率は、新技術のがん検診と比べてどれぐらい上昇すると考えられますか。

以上、4点一括にてご回答ください。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの質問につきまして、まず1点目でございます。本町が行っているがん検診は、健康増進法に基づく事業であり、その内容は厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に定められ、科学的根拠が明らかなものであり、そのため、ご質問における検診とはその位置づけが異なってまいります。

ご質問の線虫を用いた検査におきましては、現在は研究段階にあり、がん発見の1つの

検査という位置づけであります。また、1滴の血液を用いた検査におきましては、複数のがんのリスクを評価する検査であり、リスクとは確率、可能性、危険性などと呼ばれるもので、がんであるか否かをはっきりと判断するものではありません。

本町におきましても、国が認め、がん検診受診率に反映できることになれば、住民の負担が軽減され、検診を取り入れたいと考えております。現段階におきましては、今のところこの検診を取り入れることは難しいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2点目でございます。ご質問の簡潔に受診や検査ができるこの検診で、自身の健康状態に満足し、検診を受診する行動につながらないということも考えられることから、本町が行っているがん検診の受診率低下の一因となり得るため、現段階では町広報やホームページ等への掲載は考えてはおりません。

ただ、血液1滴で行うがん検診のリスク検査で、厚生労働省が承認している検査につきましては、保健センターのパンフレットやリーフレットなどと同じ場所に配架することにつきましては可能と考えますので、検討してまいりたいと思います。

3点目でございます。平成30年度における全てのがん検診における年間費用は約1,780万円となっております。また、各種がん検診を重複受診される方がいるため、検診受診者の実人数の確認はできておりませんが、平成30年度住民検診のがん検診におきまして、一番受診者数の多かった子宮頸がんは女性のみとなりますが、受診者数は810人で、男性の胃・肺・大腸がん検診の受診者数は、3がん合計で536人で、重複受診をされている方もございますが、受診者数の合計は1,346人となり、検査費用を1万4,000円といたしますと、1,884万4,000円となります。したがって、昨年実績と比較いたしますと、線虫を用いたがん検診を行った場合のほうが、支出額が104万4,000円の増額となります。

4点目でございます。健康増進法に基づくがん検診における発見率の意味でございますが、その検診において適正な頻度でがんを発見できたかをはかる指標でございます。その指標は、厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告、今後の我が国におけるがん検診事業評価のあり方についてにおいて定められております。このように、がん検診は科学的根拠に基づいて検診の実施と制度管理が一体となって行われるものでございまして、ご質問における検査が示す発見率と比較ができるものではありませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

一般的にご回答ありがとうございます。がんであることが否か、がんであるかどうかということをはっきり判断できるという基準で、これがどうなのかということであれば、例

えば普通のがん検査でも、ステージ1、2、ごくごく初期の0でも、こんなはっきり、それこそ一般ながん検査でもはっきりと判断できないものもあるんです。今、基本はできません。すなわち、がん検査でも軽度であればあるほど見落とされる可能性って絶対高いわけですね。血液のがん検査を町で行っているという、要は血液の新しい技術の検査が、今現在、町で行っている検査よりも劣っているということにはならないと僕は思っています。簡易な方法でそれが広まってしまって、要は受診率が下がって、町が推奨するやり方、がん検診の受診率が下がって、それが税収の減少を招いてしまうということを憂慮されるのは、これは行政の責任を預かる東部長の担当者としての憂慮されていることは、立場としてはこれはわかります。それは尊重させていただきます。

ただ、私たち議会議員というのは、あくまで財政の問題もしっかりと考えることもさることながら、現状のがん検診よりも新技術のほうがいいんだということがわかれば、それをしっかり伝えることが僕らの責務であると思っておりますし、役場の立場でしか物を発信できないというのであれば、僕らは議会議員である必要はないと思っております。そこはお互いの立場ということでしっかりと認識した上で、今後はそういった制度として確立するまでは、僕らは議会としては、それは国に対して、府に対しても要望していくべきやと思っておりますし、それまでは、やはりそれで1人でも命が本当に救える可能性があるんだとすれば、僕自身もさまざまながん検診を試してみても、自分自身でも試してみても、周りにも試させて、議員個人でできる範囲で、そしてまた周知は進めていこうかと思っておりますので、こういったことを踏まえてご理解いただけますでしょうか。その分の回答だけでもいいので、お願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員がおっしゃるこのがん検診をご自身で受診し、個人的に周知されることは、町民さんにごがん検診について考えていただくいい機会とは思っております。がん検診の啓発につながっていくとは考えております。しかし、町といたしましては、現行のがん検診を広く町民さんに普及し、受診率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

来年1月には、また商用化ということがほんまに現実見込まれてるんで、それ以外の部分に関してもさまざまな会社が開発されてますんで、またそれはそれで、そういったとこ

ろは営業にも来るでしょうし、いろんなところに広めるでしょうし、そういったことも踏まえて、また私たち議員も行動させていただこうかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、低学力対策につきまして質問をさせていただきます。

忠岡町の平均学力は、全国的にも低い大阪府の中にあっても厳しい状況であると言われております。それに伴い、忠岡町の住民からの評価についても厳しい目を向けられているのはご存じかなと思っております。最近では、学力向上に向けた成果をまちの魅力づくりに位置づけて取り組んでいるところも多く見られます。今後、客観的統計をもとに学力を見ていくことは必須の条件であると考えております。

そこで、まずは1点目の質問です。忠岡町主催で行っているあすなろ塾においては、受講している児童・生徒の客観的な学力変化につきましての検証というものは行われておられますでしょうか。

2点目です。現在、忠岡町、この周辺の市町村も踏まえて全部なんですけど、eラーニングというタブレット型のソフトを活用した、小・中学校の学習にそのタブレット型の学習機器を取り入れられておられます。その実習学習ソフトを個別に、忠岡町は周辺市と比べて学校でしか使えないことになっています。それを個別に自宅などで、いつでも24時間自由に使用できるよう、利用の対応を拡大して、改善していくべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか、お答えください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問のあすなろ未来塾での客観的な学力変化の検証についてでございますが、学力診断テストを4月と9月の年2回実施しております。その結果等を習熟度別のクラス編成に活用しております。あすなろ未来塾は、ともすれば学びから逃避しがちな子どもたちに対し、学びの原動力となる学習意欲を喚起していくことを主な目的に実施するものでございます。参加児童・生徒の学習意欲の変化等をアンケート調査により定性的に把握し、検証しております。

2点目の自習・学習ソフトの利用拡大につきましては、児童・生徒のご家庭にネット環境等があれば、ご家庭でも利用できるよう実現に向けて前向きに研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

回答ありがとうございます。さきの議会におきまして、教育委員会の点検評価検証につきまして、その回答の中で、経年変化がわかるようにという留意事項があったのはご存じやと思います。単純に学力だけでなく、ある学年において、出席率の年次変化や保護者の意見の回答率の変化、また意見の割合などさまざまな視点で算出していただければ、そこから私たちに対しても外部に向けて発信しやすく、また見やすく、そして私たちも意見しやすく、予算とかもこうしたほうがいいんじゃないですかという前向きな声が出てくると考えています。

そういった意味では、そういうような、ただ単なる毎年アンケートをとるといような仕組みから、違う仕組みへと変えていただきたいなど。教育委員会の回答を受けた部分もあわせてですよ、していただきたいということ、これは1点お願いです。別にこれは回答は要らないです。

先ほど答えにありました学びから逃避しがちな子といった、要はボトムアップですね。要は、厳しい子を引き上げていく、全体的にという考えですよ。その子たちのボトムアップ、それは重要やと思います。ただ、なかなかできてない市町村も多いんですけど、要は学力がそこそこできるはず、要は能力はある、多分。記憶力もある程度いいやろし。けど、家庭の事情、要は塾に行かせることができるお金の余裕がない。さまざまな家庭環境がありますよね。経済的な状況。で、そこそこできるのに、今のあすなろ塾やったら、自分の学力レベルやったら、物足りへんなどという子どもたちですよ。もっともっとやっていきたいという、伸びたい子どもたちですね。要はその伸びたい、トップアップですよ。ボトムアップ、下を上げるのと同時に、トップアップですね。上も上げていかないと全体は絶対上がっていかないじゃないですか。そういったことも踏まえて、自習・学習ソフトを最大限活用していく方向で検討いただきたいということなので、今後もその方向性としては、常にお尋ねして要望はしてまいりますけど、その部分を踏まえての認識、今言った意見に対するちょっとだけ回答をいただけないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

お示しのとおり、教育委員会の点検評価検証におきまして、外部評価委員から経年変化がわかるようにというご意見も頂戴しておりますので。

すみません、申しわけございません。自習・学習ソフトの活用につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、ネット環境等があればご家庭でも利用できるように前向きに研究してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ぜひともよろしく願ひいたします。

続きまして、町所有の遊休地を活用することによる税込確保について質問させていただきます。町内には、ところどころですけど、歯抜けみたいな形になってたとしても、幾ばくか野ざらしにされている町有地が複数存在しております。私も全戸ポストイングをやってる中で、フェンス越しにまた草が生えてきて、上からシートをかぶせても、やっぱり間から草が生えてきて、近所の人から「これ、いつ抜いてくれるの」と言うても、これ、抜くんじゃなくて、どこかに貸してたら、抜くお金も要らんのかなと思ひながら、いつも対応は現場でさせていただいてますが、そういった中で、これはどこの市町村もそうなんですけど、やっぱり財政がどこも厳しい中で、忠岡町としてもそういったところをこのまま放置し続けるということは、住民や財政のいずれにとってもいいことではないかなと思ひつてます。貸し出せる場所はできる限り貸し出せるようにして、財政の補填とか、また目的化するような仕組みづくりにするようにするべきであると思ひつています。

そこで、2点質問させていただきます。1点目は、現状の制度などの仕組みを変えることにより、活用可能な遊休地はどれほどあるか、把握しておられますか。

2点目です。仮に近傍周辺の低位相場で考えた場合、この辺ですと、大体1台5,000円ぐらいが、安くても5,000円ぐらいのところはほとんどです。あと、資材置き場等に、大体聞いたら、坪単価1,000円ぐらいが忠岡町周辺の相場だろうということで、その金額で例えば貸し出したと仮定したら、年間いかほどの増収が見込めますか。

以上、2点を一括でご回答ください。願ひいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございますが、ご質問の遊休地といたしましては、旧忠岡東3丁目集会所跡地、それから町営住宅内におきまして、現在、点在はしておりますが、空き地が22区画ございます。

2点目でございます。仮に、それらの遊休地を駐車場スペース1台5,000円、それから資材置き場等に坪単価1,000円で貸し出した場合、旧の忠岡東3丁目集会所跡地での駐車場収入といたしましては、年間約66万円程度、また資材置き場といたしましては、年間104万円程度が見込まれるところでございます。それから、町営住宅内の空き地でございますが、これにつきましても、駐車場収入につきましては、1宅地例えば3台と見込みますと、年間約400万円。また、資材置き場等の貸し出しでの収入は、年間約

700万円程度が見込まれるのかなというところでございます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。この後の議案で、今回、非常勤の方の報酬にまたボーナスが、国が指導しているのもあるんですけど、加わることで、大体2,000万ぐらいの臨時というか、今までにない人件費がかかるということも現実あります。やっぱり出ていくお金って、高齢化社会で今の現状で人足らずの社会になってきたら、今後ますますふえていく、これは間違いのないことやと思ってます。そういったところで、ちょっとでも町としては、その補填というか、そういったところに対して住民の方に負担にならないようにしていただきたいなと思うのは、ここは全員の願いやと思います。それを少しでも、全部をいきなり1カ所でドーンとしてくださいというわけじゃなく、まずはどこからか1カ所でも始めていただいたら、例えば忠岡町もこれだけ議員がいるわけじゃないですか、12名。また、皆議員が議員それぞれの地域で、ここもどうなん、ここもどうなんというふうに広がっていくと思うんです。そういったことが僕は住民にとっての町議会議員のあるべき立場やと思ってますんで、まずはその視点で、まずどこからか1カ所でも、今年度中できれば、少なくとも来年度にはできるような見込みを立てていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

土地の有効活用、またそれから何よりも収入の確保につながるということでございますので、管理している部局と協議して、その活用方策について調査、研究等してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。できる限り早く進めていただければと思います。

次の質問に行きます。投票率向上について質問させていただきます。

本来、平坦で、面積あたりに占める投票所の設置数が比較的高い忠岡町におきましても、投票所に車で出向く方が多くなっています。僕も投票に行っているときに、車で来られる方が多いなというのは実感としてあります。人口減少地域も発生している昨今では、抜本的に投票所については統廃合も必要であるんじゃないかなと考えております。また、

加えて、特に忠岡小学校区における3カ所の投票所がどこにあるか、要は地元から昔から住んでいなければ、その人以外は大変わかりにくいというような事実があります。教えるに
にくいというのがあります。「どこなの」と聞かれても、あそこを説明するのは難しいで
す。

1点目です。これらの現状に対して改善していくべきであると考えておりますが、いか
がでしょうか。

2点目です。例えば、選挙時に1カ所投票所を増設したとすれば、コストはいかほどか
かりますでしょうか。

3点目の質問です。介護度が高い人ですね。要介護3・4・5、家から出ることさえも
困難な方ですね。投票に出かけられない、そういった方が、投票に足を向けることができ
なくなった方がふえています。例えば、1カ所削減された場合において、その削減された
コストを、要は移動困難な方の投票所までの介護タクシーの支援とか、そういうようなこ
とに、介護保険とかの枠外でも、介護保険でもできると思うんですけど、やっぱりいっ
ぱい使ってる人もいないですか、介護保険の単価を。そういった人からしたら、要
は介護保険外でも使用できるよう充てていくなどの仕組みを整えていくべきでないかなと
思います。

以上、3点を一括でご回答ください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目でございますが、忠岡小学校区における投票所がわかりにくいということでござ
います。現在、第4投票所としては南区集会所、第5投票所としては西区集会所、それ
から第6投票所として北区の集会所をお借りしている状況でございます。

また、選挙人の方にわかりやすいように、公の施設となれば、忠岡小学校や認定こども
園であるピープル忠岡チャイルドスクール等が考えられますが、しかしながら、小学校で
ありますと、体育館には空調の設備がないため、夏場や冬場に行われる選挙では投票所と
しては適してなく、認定こども園では、衆議院の選挙のような突発的な解散があるような
場合は、園の行事等のスケジュールとの調整等が、そういったことにも影響が出てくる
ということがございますので、今後におきましては、まず現在の投票所の場所が今以上にわ
かりやすくご案内できるよう工夫を考え、周知できるよう努めてまいりたいと考えており
ます。また、あわせて、こども園が投票所として大丈夫なのかどうか等々についても協議
は行ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。1カ所の投票所を増設した場合のコストでございますが、人件費

や委託料、備品購入費等を考慮して試算いたしますと、100万円程度の費用がかかるというものでございます。

3点目でございます。高齢化が進む地域や山間部、また交通手段の確保が難しい選挙人等への投票機会の確保を図るため、一定の場所で投票ができる移動支援における車を利用した移動投票所の取り組みについては、一部の地域では導入されているということについては認識しているところでございます。

現在、介護度が高い方で、要介護度が5、または身体障害者手帳等をお持ちの方で一定の要件に該当される方は、自宅などでの郵便による不在者投票を行うことができます。このような選挙制度の周知はもちろんのこと、移動困難な方の移動支援につきましては、公職選挙法にのっとった形で運用を行い、他の団体の状況も参考にしながら検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。1点目は以前も同様の回答をいただきました。園のスケジュール調整という面なんですけど、それでいえば、今やってる東忠岡保育所も同じやと思っております。公立園であれば重なった行事は仕方ないけど、民間やったらというような理屈に聞こえてきたりもするんで、もう回答は時間なんでいいんですけど、最後にこの一言だけ。地元だけにしかよくわからないような、要は旧来の区割りでの投票所設定はそろそろ考え直していただきたいなと思います。やっぱりよそから、よそと言ったら悪いんですけど、他町から転居してくる方も多い中で、その新しい方たちのニーズも踏まえて、こういった今先ほどの回答も踏まえまして、選挙管理委員会とか自治会ですよね。特に投票率がめっちゃ低いところとかに投げかけていただきたいのもありますし、若年層に「何で行かへんのか」、「議会に魅力がないから」と言われたら僕らの責任ですけど、そんなんを踏まえて、今後アンケートなどを実施して、抜本的にちょっと検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

議長（杉原 健士議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

10番、改革忠岡の勝元です。おくれればせながら、先日、1人ですけれども、会派を結成いたしました。これまで同様、これからも引き続き忠岡町を改革していくという意思を

そのまま会派の名前にいたしました。引き続き理事者側の皆様には厳しい質問等投げかけていくと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速一般質問をさせていただきます。通告書のほうで、最初の質問、被災時のペット同行避難についてとなっておりますが、すみません、順番のほうを変えさせていただいて、2つ目の本町の発注・契約の問題についての質問を先にさせていただきたいと思いません。議長、よろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

はい、どうぞ。

10番（勝元由佳子議員）

日本一小さい町である本町において、発注・契約の際ですね、これまでずっと町内業者優先ということで業者選定がされてきています。その結果、住民はもちろん議員の間からも、本町の業者選定の方法に対して疑念の声が絶えることなく、これまでもたびたび議会の一般質問でも取り上げられてきたところです。そして、業者の決まり方、決め方というのが、いまだに謎に包まれている部分が多く、ブラックボックスだと言われていています。

そこで、まず昨年度の実績についてお伺いいたします。昨年度の発注・契約などにおいて、どのくらい町内業者優先として業者の選定、契約をしたのでしょうか。その件数をお示してください。なお、対象の案件としましては、協定、その他、契約以外によるものも全て含むことといたします。また、昨年度の全発注件数を対象にするとかなりの数になって、理事者側からちょっと処理できないというふうに事前にお答えというか、調整いただきましたので、対象のほうを公共工事と委託業務、それから備品や消耗品などの物品購入といったものに絞らせていただくことにします。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

昨年度の発注・契約等において、どのくらい町内業者優先として業者選定や契約等を行った件数があつたのかということでございますが、建設工事については、指名基準の規定により入札参加資格名簿に登録がある町内業者を選定しています。しかしながら、それ以外のものを含め、発注件数等につきましては、全庁的に各課にわたることとございますので、今現在、集約等はできていないところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ちょっとまだ今集約中ということですので、またわかり次第、書面でご報告のほうをよろしく申し上げます。

では、次の質問です。これまで私のほうも何度も職員の方に、なぜ町内業者優先なのかといったことについては何度も理由を聞いたことがあるのですが、いつも返ってくる理由というのが、まず町内の産業振興と町内の活性化、それから町内での雇用促進ですという、いつも同じ理由なんですね。過去からずっとこの理由をもとに、日本一狭いこの我が忠岡町で町内業者優先として業者選定を行ってきているわけですから、実際にどの程度、町内が活性化し、町内での雇用が生まれたのかといったことなど、その説明理由の根拠となるデータをお示してください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

町内業者育成の観点から町内業者の受注機会の確保に努めることは、町内の産業振興等の活性化につながるものと考えますが、ご指摘の実際にどの程度町内の産業が活性化し、雇用が生まれたかなど、そういったことの根拠となるようなものについては、データ等も含めて、現在把握しておらないところでございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。とりあえず、データ、根拠はないということですので、実際、住民の側からこの町内を見て、活性化してます、雇用が生まれてますという、そんなデータがあるわけないとやっぱり思うのが普通なんですよね。誰がどう見てもこの忠岡町は寂れてますし、住民の皆さんの不満にもなってます。役場職員の皆さん方も、それはよく認識されていることだと思います。実際、議会に上程される議案の説明の際にも、産業の停滞などによって地域の活性化が低下しているとか、それに対応するのが喫緊の課題だという説明を担当部署のほうから説明されてますので、当然認識はされているものと思っています。

また、雇用促進という部分につきましても、実際、町内の業者さんというのは、大企業とか大きな雇用の生まれるような企業はありません。むしろ家族、親族でやっているような小さい業者さんがほとんどです。また、町内を見ましても、最近ではアジア圏内からの外国人労働者の方たちが多く居住をされているという現状を見ますと、町内での雇用促進、町民の雇用ですよね、というよりもむしろ外国人労働者の雇用のほうが促進されているのではないかという現状がうかがえます。ですので、やはり住民から見ると、この町内の産

業振興、活性化、雇用の創出というのは、事実無根の理由だというふうに見えてしまいます。何の根拠、データもなしに偏った業者選定をしているというふうを受け取られても仕方がないのかなと思います。

次に、実際に本町がどのような業者選定方法を行っているかということについて伺ってまいりたいと思います。

本町では、公共工事と役務・物品の2つの分野について、指名業者選定基準という規定を設けていますが、その選定基準の中では、発注額の価格帯ごとに最低何社指名しなければならないかという指名業者の数しか規定されていません。私たち住民は、入札に指名参加させるのに必要な業者の数を知りたいのではないんですね。数百、百単位である入札登録業者の中から、なぜどういう理由でこの業者が指名業者に選ばれたのかとか、あるいは比較見積もり、随意契約をするときも、なぜこの業者が絞り込まれて選ばれたのかと、そういう理由を知りたいわけなんですね。

そこで、まず公共工事の業者選定の方法についてお伺いいたします。百単位である多数の登録業者の中からどのようにして業者選定をされているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。ただ、公共工事の業者選定の基準につきましては、価格帯ごとに条件、縛りが変わってくると思いますので、とりあえず随契の130万円以下、130万円から1,000万円、1,000万円から1億、1億円以上という区切り、縛りの中でわかるように具体的にお答えいただきたいと思います。お願いします。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

公共工事における業者選定につきましては、本町の建設工事等請負業者指名基準により、入札参加資格名簿の中で1億円未満の工事については町内業者を選定しております。また、工事に必要な許可業種の種類や、工事の複雑さ等によっては、本町契約規則第30条の規定により、設計金額が1,000万円以上の工事となれば、指名業者選定委員会で審議し、業者を選定しております。

また、一定の額以下の随契等については、登録業者の中から案件ごとに必要な条件をもとに各原課と総務課が協議の上、決定しているというところがございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

今、指名業者選定委員会が開催されて、指名業者を選ばれると。1,000万円以上の

案件ですけども、というお答えだったんですけども、その選定委員会で実際どういう理由、条件で、百単位の業者さんの中から規定の、多分10以下の業者数だと思いますけども、そういった一定数の少ない業者に絞り込むのかといった具体的な説明ですね、いただきたいというのと、130万円から1,000万円まで、要は選定委員会を開かなくてもいい価格帯ですね。その部分になってくると、総務と担当部署との協議でどこを選ぶかというのを協議して決めてますというのをちょっと以前伺ったんですけども、そのときの決め方もあわせて伺いたいですけども、具体的にお願ひします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まず、忠岡町の建設工事等指名業者選定委員会に諮る部分については、指名委員会の規定の中で、第8条の守秘義務、また情報公開条例第6条第1項第4号の規定により、一応非公開ということにさせていただいておりますので、そこについては答弁を控えさせていただきます。

それから、各原課と総務課との協議でございますが、これについては、その案件ごとに事業の内容によれば、こういったものを扱っている、あるいは専門的に扱っている業者はどこかとか、そういうようなことを中心に、原課と総務課と調整しているというように聞いておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

その選定委員会の具体的な内容は、一応条例上の非公開事由に当たるので言えないということなんですけども、以前ちょっとお伺いしたときに、実際のその選定内容をお伺いしたんですね。そうしますと、大体、忠岡町の入札業者、登録業者の募集は2年に1回行われてますよね。2年に1回、その募集、登録を新たに直したときに、大体その1クール、2年の始まりのときに、指名業者選定委員会を開催して、そこでとりあえずこの2年1クール、町内業者8社と聞いてます。8社を決めて、コンクリートして、大体この8社でこの2年間1クール行こうかと決めてますと。入札であろうと随契であろうと、この8社でほぼほぼ行きますと。ただ、1億円を超えると大規模な工事になってきたりとかしますし、物によっては金額が低くても、町内業者で請け負えないものがあつたりするので、その場合は町外業者に頼む、発注することもあるけれども、よほどの事情がない限り、この8社で2年1クール、随契にしろ入札にしろ、価格帯にかかわらずいくというふう聞いてるんですけども、そういう絞り込みをしてるのではないですか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

今、議員ご質問のとおり、建設工事等につきましては、1億円未満の案件については、先ほど答弁させていただきましたが、町内業者の中で選定しているというところがございます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

多分3回来てると思うんですけど、ちょっとここの発注のところは具体的にやっぱり理事者側に説明責任を住民に果たしてもらおうという部分もありますので、もうちょっと具体的にお伺いするのに、もうちょっと質問を続けさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

はい、わかりました。

10番（勝元由佳子議員）

すみません。その8社を固定しているというのを伺ってるんですけども、実際に選定委員会を開いても、実際1,000万円を超えた案件の場合、この8社でコンクリートされてるとかではないんですかね。実際、この8社以外を呼んで、登録業者が百単位ある中で公平に選んで、町外も町内も関係なく発注している、業者さんを選んでますという、そういうことはあるのでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

特段の許可が要るとか、複雑な工事以外については、先ほどから答弁させてもらってるのとおり、その中で指名しているというところがございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

あと、じゃあ選定委員会のほうはこのまま続けてもあれなんで、またちょっと開示請求するなり、させてもらいます。

あと、130万から1,000万円の協議をして決めると、選定委員会を開かない場合なんですけども、その場合の決めるための条件、選定するための条件というものは、何か

客観的な基準といたしますか、その外部から見えるもの、あるいは漏れた、排除された側の業者さんも、「ああ、それやったら」というのがわかるような、何かそういうものってあるのでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

基本的には、建設工事であれば、先ほどから言ってるように町内業者を優先的に指名しておりますので、それ以外の部分については、先ほど答弁させてもらったとおり、いろいろな事業の内容等に応じて、こういう事業であれば、ここが特別な知識を有してますよとか、あるいは町から非常に近いところにあって、急な突発なことにも対応できますよとか、そういうようなところを考慮して、原課と調整して決めているところでございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

じゃあ、すみません、その今おっしゃってる決めた経緯というんですかね、今回この案件はこういう選定基準で、この業者さんにしましたとか、そういうものって、選定委員会が開かれてないのでやっぱりわからないんですね、住民側からすると。そういった経緯がわかるものって、何か記録とかとられてますか。記録で残ったりとかしてますか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

一定、その原議といたしますか、そういった事業伺い等がありますので、その中に個別に記載があれば、その中に記録が残っているかなと思います。

議長（杉原 健士議員）

内容的にあまり変わりはないんですけど、勝元議員、どうぞ。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。そしたら、今の件ですけども、とりあえず選定委員会が開かれない部分については、今後、できれば記録に残して、やっぱり開示請求があったときに、どういう経緯で、どういう候補がいっぱい集まって、そこからこういう基準で具体的に選びましたという意味形成過程がわかるように、できれば詳しく記録に残しておいていただけたらと思いますし、その客観的にわかる基準をできたら定めていただいたほうがいいと思います。でないと、やっぱり漏れた業者さんからしても、何で漏れたねんとか、何で呼んでもらわれへんねんとか、そうなると思うんですよね。排除された側の業者さんはね。住民からしても、何でそこが選ばれてんねんというところがやっぱりクエスチョンになってくるんで、記録をとって、後で見直し、検証ができるというふうにはしていた

だきたいということはお願ひしておきます。

次ですね、同様に役務・物品についてもお伺ひします。同じく百単位である多くの登録業者の中からどのようにして業者選定をしているのか、具体的にまた同様に聞かせただきたいんですけども、役務・物品につきましても随意契約の範囲の50万円以下と、50万円から1,000万円、指名業者選定委員会を開く義務のある1,000万円以上と、この価格帯で、すみませんが、お願ひします。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

役務・物品についても、入札参加資格名簿の中から原課と総務課で協議を行った上、案件ごとに資格要件を決定して、その中から業者を選定するというところでございます。

1,000万円以上につきましては、指名委員会のほうで決定しておりますので、中身については非公開となっておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

多分もう公共工事と同じ感じだと思うんですけども、ちょっとこれも同じ質問になりますけども、その1,000万円未満、選定委員会が開かれない部分については、総務と担当部署との協議で決めるということですけども、その部分は公共工事と同じくで客観的な基準とか、選定するための何か指標というか条件ですね、そういうものが一定あるかないかということと、あと選定した経緯がわかる記録をちゃんととられているとか、そこら辺お答えいただけますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

先ほどの建設工事等と基本的には同じかと思いますが、その案件ごとに、言ってるように得意な部分とか、あるいはどここの業者はこういうパッケージを持っていますよとか、いろんな案件ごとに整理をして決めているというふうに聞いております。

経緯につきましては、先ほど言ったように原議がありますので、その中で一定経過が残っている部分もあるかと思ひます。

それから、要はその委員会に引っかけられない部分での業者の選定に当たっての具体的な基準等々についてなんですけど、そのあたりについては、もうちょっと明確な形でということでございますので、近隣の市町村も含めて、どのような形で運用されてるかということについては、調査、研究等させていただきたいというふうに思ひますので、ご理解のほど

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。多分公共工事と役務・物品も同様の取り扱いで業者選定されると思います。同じですけれども、やっぱり客観的に外部、またその登録業者、ほかの登録業者から見ても、やっぱり理解、納得できるという客観的な指標というか、基準づくりというものを、できたら今後していただきたいと思います。

この役務・物品の、ちょっと1点確認させていただきたいんですけども、たしか役務・物品のほうというのは、第1希望から第3希望まで、その募集、登録するときに、希望する品目を登録していたと思うんですね。で、実際に業者を選ぶときに、どの網でかけるかなんですけど、第1希望、今からこれを発注しますという品目の第1希望だけの業者でリストアップして、そこから絞っていくのか、それとも第1希望から第3希望まで全部をとりあえずリスト化して、そこから公募業者を選定していくのか、その第1希望、第2希望、第3希望とか、その使い方というか、どういうふうにして絞っていくとか、絞り込みをかけているか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思いますけど。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

今、議員おっしゃるとおり、第1希望からずっと希望はあるかと思います。もちろん第1希望の中から捉えている場合もあるかと思いますが、一定以上、第1希望だけでは業者数が足りないとか、先ほどから言っているとおり、例えばシステム関係であれば、こういうようなパッケージを持っているところを優先的にいきたいよというのであれば、第1希望に限らず第2希望、第3希望という中から網をかけて選定している場合もあると思いますので、そこは案件おのおのごとに原課のほうで適正に判断されているというところでございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。適宜その第1希望、第3希望というのは選ばれているということですので。では、仮にこれから発注しようとしている品目で、第1希望で登録している、あるいは第3希望まで登録している業者で例えば絞っても、20以上のかなりの業者が出てきたとか、逆に第1希望から第3希望まで全部拾っても1業者しかなかった、2業

者しかなかった、要は指名基準に最低これだけ要りますよという業者数が足りない場合ですね。要は極端に候補者数が多い場合と、極端に候補業者数が少ない場合、両方の場合、どうやって入札、発注してるか、ちょっとここをお答えいただきたいんですが。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ちょっと私が把握している中では、極端に少ない場合というのは、今までちょっと把握してないでございまして。多い場合ですね、もちろん多い場合は、確かに多いんですけども、その中から一定さらに原課のほうで適切な条件をかけて、例えば同じ繰り返しになりますけども、システムであれば、何かトラブルがあれば、すぐさま対応していただけるように、できるだけ、例えばこの大和川以南の業者とか、そういうような適宜必要な網をかけて一定適正な数に選定しているというふうに考えております。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ちょっとすみません、これも3回を超えています。あと1問だけよろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

内容が異なるように。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。その極端に少ないケース、あまりないとおっしゃってるんですけど、もし仮にどう絞っても1個しかないとか2個しかないとか。これで入札できませんねという状況になった場合、実際どうされるんですか。もう登録以外から拾ってくるのか、どこか声をかけるとか、その今ある数だけでやってしまうかとか、そこら辺教えていただけますか。規定数に足りない場合です。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ちょっと細かい事務になりまして、私、把握しておりませんので、申しわけございませんが、答弁を差し控えさせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。一応これで一通りお聞きしたんですけども、やっぱり選定委員

会の中身が全くわからないと、ブラックボックス状態というところがあると思います。選定委員会を開かない場合についても、その記録もないし、実際今まで開示請求しましても、何でこの業者が選ばれてとか、何でこの候補者数社が挙がってきているかというのは正直書いてなかったりして、わからないんですよ。ですので、そこら辺は今後の改善点として受けとめていただきたいと思います。

次なんですけども、実際この忠岡町のこうした発注のあり方ですよ、今後、改善する点として、できるだけこの発注の中身がわかるようにしていただきたいと思いますというところで、2点、例えば1点目は何よりも指名業者選定委員会の開示です。現状であれば、開示請求しても全て黒塗り、いわゆるのり弁の状態で出てくるということは、もう回答をいただいています。で、恐らく全部が公開できない情報じゃないと思いますので、そこは早急に開示する方向で、非公開にする部分は極力最低限にというところで開示していただきたいと思います。

あと、地元業者優先というところなんですけども、ほかの自治体でも実際やってるところはあります。あるんです。だけど、忠岡町は基準がさっぱりわからない。何か内々で会議とかで決めてるというところが、やっぱり外から見てわからないんですけども、他の自治体の場合だと、例えば地元業者にはプラス何点、ほかにまた審査項目、条件とか、客観的に設けた条件で、それぞれの基準をクリアしたら何点プラス、また別の基準をクリアしたら何点プラスと加算方式にして点数をつけて、で、点数化して、業者をそれぞれAランクとかBランク、Cランクというふうにランク分けをして、ある程度住民、外部から説明を求められたときに、なぜその業者が選ばれたのかという一応一定の説明を果たせるようなシステム、制度を取り入れたりもしています。こういった他の自治体の事例も実際ありますので、こういう制度を実際に今後取り入れていただきたいと思いますと思うんですけども、2点、選定委員会の開示の部分と、実際の制度自体、点数化するということも含めて、具体的にその改善、今後導入すべきという部分はいかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目は、議事録の公開等でございますが、基本的に町の例えば審議会等においても原則公開するものであるというようなことになっておりますので、審議等を行った、あるいは当該事業が完了した時点から、例えばその後、適切な時期に、十分内容も配慮して、そのような段階であれば、他の団体の状況も踏まえながら、議事録の公開もしていくとか、そういったことについては、入札制度全般とあわせて現在検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、そのランクとといいますか、そのことなんですが、議員のご質問にあったとおり、近隣自治体においても、その自治体内で例えばランク分けをして、それから地域要件を設定して、基本的には一定金額までは当該自治体内の業者を選定してやっているという、そういった背景とといいますか、まずそういった状況がございます。そういうような中で、その契約とか入札制度については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律や、また、その法律に基づく指針、また一方で、その競争性や公平性などについてのいわゆる地方自治法とか独占禁止法などのそういった法律との整合性も図る必要がある中、先ほど前段に言いましたが、いろんな近隣の状況ですね、その社会環境ですとか構造とか経済情勢とか、いろんな社会的な必要性というようなことから、そういった影響も考慮する必要があることから、我々としては過度にならず、バランスをとるということが一定重要であるということは認識してるところでございます。

そういったことから、現状について検証を行い、改善等の必要性があるかどうかについては、これから調査、研究ということについては、していく必要があるということについては認識しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。その新しいやり方を導入するというのは今すぐできないと思いますので、これは今後、検討していただけたらと思います。情報の開示については予算措置も要りませんし、すぐにでもできることです。

逆に、私、いつも開示請求してますんで、仮にきょうでもあしたでも開示請求します。当然今の段階だと、まだ何も決まってないので、黒塗りで多分出てきますよね、のり弁状態で。ですよ。出てきたとして、一部でもちょっと出てきたとしても、恐らく不服申し立て、いつものとおりやると思います。そしたら、情報公開審査会が開かれますよね。そこで、やっぱり第三者の弁護士とか、大学の教授の先生とか、委員の先生に見てもらって、やっぱり忠岡町さん、これ出さなあかんで、公開すべきですよという答申が出た場合、そこは出していただけるということによろしいんですか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

あくまでも今現在は非公開と決めておりますので、そういった答申が出た場合、その答申の内容を見せていただいて、そのときに判断させていただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

答弁をもって、勝元議員の一般質問を終了させていただきます。

議長（杉原 健士議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。一般質問させていただきます。

野良猫対策について、野良猫が庭に入ってきて、悪さやふん尿をしたり、また鳴き声で困っているという声を聞いています。住民の方は、庭などに入ってこないように、水を入れたペットボトルを置いたり水をまいたり、いろいろと努力をされていますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。町としての取り組みをお聞かせください。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ご答弁させていただきます。

近年、ペットブームにより犬や猫などが急増している一方、飼い主が亡くなるなどペットを放置されるケースもございます。本町におきましては、ふん尿被害や発情期の鳴き声による騒音、ごみあさり、餌あげなど野良猫に関する相談が多数あると認識しており、地域における問題の1つと考えてございます。

具体的な対策といたしましては、その部分についてご指摘いただいた部分、お電話の相談等々ある部分については回答させていただいてるような現状でございます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

近隣地域では、動物愛護の取り組みから、動物基金の取り組みや無料の避妊手術チケットを推進していると聞いていますが、町としてはいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

そのことにつきましても、我々も近隣市町村で対応されている情報をつかんでございます。避妊に対して、避妊、去勢に対しての補助金を大阪府内でも出されている市町村が、市で18団体、町村で2団体、計20。また、2団体は、以前はやっておりましたが、財政難でやめられてるところもございます。

先ほど議員ご指摘の、無料でそういうふうな動物愛護基金であるとか、そういう基金を使って無料で避妊手術をされている団体もあると。それを使ってやられている市町村もあるという情報もつかんでございます。また、その団体に対して内容を聞いたりというよう

な形で、担当部署のほうでいろいろ情報をつかんでいるところがございますが、今の状況であれば、要はそれも役所だけじゃなしに、地域猫であるとか、地域全体でその問題に対応していただけないと、なかなか前に進まないというような情報もインターネット等では出てございます。ですので、役所並びに地域で、もう1つ言うと、獣医師会であるとか、そういうところのご協力をいただいて推進していかねばならないというように考えてございます。

まだ忠岡町に対しては、その情報を収集して、どういう形の部分が一番ベターであるのかなというような協議しているような状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

団体とかだけではなくても、個人的にも無料チケットなどを取り入れている近隣の市もありますが、個人的にとかいう感じの分はいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほども申し上げたとおり、そこまで至ってないような状況でございます。今後、そのような形の部分についても調査、研究させていただきたいと考えてございますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

どうしても動物が好きな人にとっては、ほんとは放っておかないといけないというふうに思っているでも無視できないようで、いけないこととはわかっているでも、やはり餌を与えてしまったりもしてしまいます。近隣ともめることにもなっています。野良猫を地域猫としてやっているところも、先ほども言っていたんですけども、ございます。どうか、人にとっても猫にとってもいい方向に行けるように考えていかないといけないと思えますが、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

最後に、どうぞ。

住民部（軒野 成司部長）

先ほども申し上げたとおり、調査、研究させていただきたいと考えてございますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

人間の勝手な行動で野良になってしまっている猫もたくさんいると思いますので、いい方向に向けて今後ともよろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。子どものSNSについて質問させていただきます。

子どもに対して今、会員制交流サイト、SNSをきっかけにした誘拐事件が起こっていますが、親や友達に言えないことをSNSなどでは話せたりするのだそうです。親御さんも気をつけておられると思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先般の大阪市内在住の児童に係る事件を含め、議員お示しのSNSに起因するさまざまな事件が報道されております。SNSは、使い方いかんにより犯罪に巻き込まれ、重篤な被害に遭う可能性があるものと認識しております。SNSの利用等につきましては、スマホ等を購入されるご家庭による事前、事後の指導が何よりも肝要なものと認識しております。

町教育委員会としましても、国や府の資料等を活用し、指導や啓発を行っております。また、各学校におきましても、警察や少年サポートセンター等の外部講師を招いての講演会や非行防止教室等を実施し、子どもたちへの啓発と被害の未然防止に努めております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

私自身もわからないことが多いので、怖いと思ったりしますが、今の子どもたちは、知らない人とダイレクトメールをやりとりしたり会ったりすることに抵抗がないという調査結果も出ているようです。しかし、警察庁の調べでは、2008年は729人が、昨年度は1,811人の未成年への児童買春や誘拐などの犯罪の被害が出ているそうです。子どもさんたちは、今どれぐらいの方がスマホを持っているのでしょうか。年齢別、もしくは小学校低学年、高学年、中学校と、学年別でわかりますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

子どもたちのスマホ等の所持についてでございますが、正確な数値については教育委員

会としては把握しておりませんが、相当数が所持しているものと思われます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

面識もなく、知らない人などにネットは告白しやすい場所であり、ネットでやりとりをしたら友人となりつながってしまう。知らない人ではなく、知ってる人になってしまいます。家でほのめかしたつぶやきで、「家に来ない？」と言われ、簡単に会いに行ってしまう。本当に怖いことだと思います。外国では、子どもになりすましての乱暴な事件も起こっていて、SNS側も対策をとるような流れにこの運動が起こっているとマスコミで取り上げていました。我が国でも期待したいと思います。

大切な子どもたちを守るため、こういう事件があったときにこそ、こんな使い方したらこういうリスクがあるよと警戒心を持ってもらえるよう対策をしていただきたいと思います。家庭はもとより学校教育の場などあらゆる機会を使って、親子ともに学んでいただける場も設けていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

ご家庭との連携が何よりも肝要と認識しておりますので、本町PTA協議会とも連携をして、引き続き指導や啓発のほうを行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

公明党としても、政府に対し関係省庁や民間の協力を得ながら、健全で効果的な対応策を検討してもらいたいと訴えています。SNSを通じた犯罪から子どもたちをどう守るか、町としてもとにかく子どもたちを危険から守るよう努力をお願いいたします。

次に、防災について質問させていただきます。

最近、かつてない台風や雨、想定外と言われるようなことがどこで起こるかわからない状況です。去年は、忠岡町も台風21号の被害が出て大変でしたが、ことし10月の台風19号では、鉄道橋梁が崩落したり、長野新幹線の車両センターが水没したり、7河川で12カ所の堤防が決壊、71の河川で氾濫し、そのうち43河川は浸水想定範囲には想定されてなかったそうです。以前には、忠岡町でもあと10センチほどで氾濫しそうなきもありましたが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本年10月の台風19号では、1都12県で大雨特別警報が発令され、千曲川や入間川流域など河川の氾濫等により亡くなられた方や、現在も避難生活を余儀なくされている方もおられるなど、関東甲信地方に甚大な被害が発生いたしました。近年の気象状況を考えると、いつどこで大規模な災害が発生しても不思議でない状況になりつつあると考えられます。

本町では、牛滝川、それから榎尾川、これらが合流する大津川が流れており、1時間当たり104ミリという200年に一度の大雨により、河川が氾濫した場合についての浸水想定をしており、防災ガイドマップとして住民の皆様にも周知しているところでございます。

また、河川管理者である大阪府では、河川や砂防施設の状況を把握するため、定期点検や必要に応じて緊急点検を実施しており、毎年1月には大阪府とそれから本町の建設課、また消防署とが合同で本町区域内の河川全体について徒歩による点検を実施し、点検での指摘事項については、補修を行うなどの対策が講じられているところでございます。

引き続き、住民の皆様に対しましては、広報紙等を通じて、災害に対しての各種啓発や情報伝達手段の充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き大阪府にも適切な河川管理が実施されるよう要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

よろしくお願いいたします。また、水害だけではないんですが、災害が起きたとき、特に高齢者の方からは、足が悪く逃げるのが大変、どこに行けばいいのかわからない、放送が聞き取りにくいというお声も聞いています。町としてはどのようにお考えでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

水位の上昇とか、あるいは河川の氾濫など危険な事象が発生することが予想される場合には、速やかに避難行動ができるよう迅速な情報の提供や、情報伝達手段の多重化に引き続き努めるとともに、住民皆様が安全・安心に暮らせるよう、避難場所の周知や災害に対する心構えなど各種啓発活動に、これらの点についても引き続き取り組みを進めてまいり

たいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

やはり避難場所、ほんとにわかりにくいというお声が特に多いので、目立つように看板とか矢印とか、ほんとにふだん歩いててもわかるようにしていただきたいと思います。中には、いろいろ考えて夜も眠れないと言われる方もいらっしゃいます。住民の皆様が安心して暮らしていけるよう、今後とも防災、減災対策をよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、北村孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

3番、公明党の北村でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

子育て支援についてであります。子宝に恵まれたと喜んでいたはずが、妊娠中や出産後に不安や悩みに襲われ、誰にも相談できないまま1人で苦しみ続ける、こうした女性に救いの手を差し伸べたい。妊娠中または出産後1年未満に自殺した女性が、2015年から16年の2年間で102人に上ったとの調査結果を、国立成育医療研究センターなどでつくる厚生労働省の研究班が公表しています。全国的な妊産婦の自殺数が判明したのは初めてであります。

注目すべきは、大半が出産後だったことでもあります。大きな要因として、産後鬱が考えられています。産後鬱は、育児への不安や生活環境の変化に伴うストレス、出産後のホルモンバランスの変化などによって起きるとされ、出産した母親の約1割が発病するという、核家族や地域社会とのかかわりの希薄なども関係していると指摘されています。

頼りになる相談相手が身近におらず、夫のサポートも得にくい中で、次第に追い詰められていく母親は少なくありません。しっかりとキャッチし、心身両面から支えていく体制づくりを急ぐ必要があるのではないのでしょうか。育児の悩みを聞いてもらえるだけでも、母親にとっては心強く感じるのではないのでしょうか。

こういったことから、産後鬱予防や重症化の防止に産後ケア事業の実施をされてはと

考えますが、ご答弁を願います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

近年は核家族化し、親等の親族から離れたところで妊娠・出産することや、さまざまな事情を抱え、親に頼れない妊産婦が少なからずおられます。妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援が必要であり、地域でさまざまな関係機関が支援し、孤立を防ぐことが重要であると認識しております。

議員仰せのとおり、産後間もない時期に家族等から育児の援助が受けられない産婦及びその子で、心身の不調または育児不安があるなど支援が必要な母子を対象に、現在、訪問型として助産師等の看護職が中心となり、利用者の居宅に訪問して、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とした議員仰せの産後ケア事業を実施に向けて、現在、本町も検討しているところではございますが、財政負担がございますので、財政当局と調整を図ってまいりたいと考えております。

また、他市が行っております宿泊型や日帰り型は、本町におきましては受け入れをお願いする医療機関等がございませんので、近隣の医療機関との協議となってまいります。まずは、訪問型から実施に向けて検討しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今、部長のほうから答弁がありましたように、いろんな類型といたしますか、産後ケア事業の中にあります。それは自治体によっていろいろと実施されている分は違うと思えますけども、まずできるところから、訪問というところのこともおっしゃってましたけども、しっかりその辺を進めていっていただきたいと思えます。

近隣市でもかなりこの事業というのは、泉大津さんでも和泉市さんでも多くの自治体の実施されております。ちょっと資料は古いんですけども、全国的に見ましても、2018年度ではありますが、全市町村の38%に当たる667自治体の実施しているということで、それから1年たちますと、かなりその間にも実施している市町村はあるのではないかと拝察します。

昨日、全国でさらに普及させるために、事業の実施を市町村の努力義務とする改正母子保健法、いわゆる産後ケアが11月29日、参院本会議で全会一致で可決、成立しており

ます。2年以内に施行されると伺っております。改正法では、出産後1年以内の母子を対象に心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う世話、育児相談などを行うものと規定されていると。こういった法律に規定するという事は画期的なことでありまして、孤立させない体制、私は1人ではないとの思いが支えになることを強調しておきます。こういったことでもう一度ご答弁、私の今、11月29日にこの法律が改正されたということで、この点について、今後どういうふうな形でさらに取り組んでいくのか、よろしく願いします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員仰せの母子保健法上に位置づけられたということは、本町のほうも把握はしております。この事業につきましても、2年後に向けまして制定ということで、2年以内で制定され、本町としては、その努力義務を位置づけられたというところでございます。

本町については、まずは健やか赤ちゃん訪問というところで、出産後のお母さんに必ず一度は今現在訪問させていただいてる状況でございます。この国が法制化するというところもございますので、産後ケア事業に向けましては積極的に取り入れていただけるよう、財政当局とも調整してまいり、取り入れる方向で努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。早くから言われてます少子・高齢化、高齢化社会、そして人口減少化の中にあって、こういった子育てについては、生まれたときからこういったお母さんのケアから、また乳幼児のそういったところの手だてというのが非常に大事かと思えます。しっかりとそういったところにも歯どめがかかるような形で、安心して子どもを育てられる環境づくりに努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いての質問であります、これについては、私ちょっと記憶が薄れてまして、質問を出した後に原課のほうで、これは以前、同僚議員が質問もされておりますと。そして、平成28年に大阪府で条例制定されているとのことでありますので、町もそれに準ずるということでもありますので、この質問について割愛させていただきまして、私の質問は終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、北村議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

5 番、日本共産党、二家本英生です。一般通告に基づき、質問いたします。

まず最初の質問は、来年度の少人数学級の導入についてです。少人数学級編制、いわゆる35人学級については、2011年3月に国会において全会一致で法律に盛り込まれ、小学校1年生を35人学級に、附則で小学校2年生を35人学級にするだけの予算がつき、その後、順次拡充されるはずでした。

ところが、安倍政権になり、2013年、2014年も35人学級の動きがとまり、2015年の予算編成では、小学校1年生も40人学級に戻せという議論が起き、文部科学省の概算要求ですら見送るといふ非常事態になっています。大阪府も国の法律にのっとり小学校2年生までの35人学級を採用しています。

忠岡町では、昨年までは国や府の基準に従い、小学校2年生までの35人学級を導入していました。6月の定例会において、少人数学級編制についての質問をいたしました。そのときの回答が、1学級の通常学級在籍児童と支援学級在籍児童の合計が41人以上となった際、非常勤講師を配置して少人数学級編制を実施するための予算を計上いたしております。次年度につきましても予算を計上する予定とのことでした。支援学級の在籍児童数を通常学級の在籍児童数に加えること、いわゆるダブルカウントを採用することで、町独自の少人数学級の実現に向けて一歩を踏み出したと理解しています。

まず、現状の確認にはなりますが、ことしの11月現在の児童数が来年度そのまま進級した場合、6月の一般質問の回答で示された条件で対象になる学年はございますか。回答のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今現在では、対象の学年はございます。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

回答ありがとうございます。恐らく先ほどの対象というのは、東忠岡小学校の第2学年ですね、こちらのほうが対象クラスになり、非常勤講師を手配していただく予定だと思われます。

現在のところ、今年度同様の予算を計上していただけるということを確認できましたので、少人数学級の導入につきましては、教員が児童一人一人としっかり向き合い、きめ細やかな対応をする上で大切な施策となります。来年度より小学校では、3年生以上で外国語活動や外国語の授業時数が年30時数もふえます。ただでさえ会議や放課後の活動など煩雑な業務がある中、さらに外国語の授業準備に追われます。そうすると、子どもとの接する時間がさらに少なくなり、SOSを発信している子どもたちを発見できなくなり、それが学級崩壊やいじめにつながる原因の1つとなっています。

その中で、忠岡町では、先ほどの回答で今年度に引き続き来年度も少人数学級の予算を要求されるとのご回答をいただきました。来年度から少人数学級の編制のための非常勤講師を配置していただくと、人数に変更がない限り、また、国や府の加配制度等の制度が変更しない限り、最低でも4年間、非常勤講師を配置することになります。その後も同じような状況が考えられます。今後、町独自として少人数学級の条例の制定を検討していただくお考えはございませんでしょうか。ご回答のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

特に条例等については考えておりません。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

条例等は考えてないということですので、そういうことでありましたら、今後恐らく単年ごとの検討になると思いますけども、できましたら条例できっちり決めていただいて、今後の教育現場における環境づくりを整えていただきたいと思います。

次に、少人数学級が実現となった場合に、非常勤講師を配置することとなります。昨今の教員のなり手不足が問題となっており、募集をしてもなかなか応募がないことも聞いております。せっかく少人数学級の実現に向けて動き出しましたが、その担任の教員がいなくなると問題になってきます。今年度、実現にはならなかったんですが、予算計上をされていまして。今年度の非常勤講師の採用計画はどのような過程で行ったか、ご回答をお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

非常勤講師の配置についてのご質問でございますが、現状では常勤講師、いわゆるフルタイムの講師の確保につきましても非常に厳しい状況がございます。とりわけ時数が限られた非常勤講師の配置につきましては、勤務形態や所有免許等条件に合う講師を見つける必要があり、一層困難なところではございますが、町教育委員会としましても講師の確保に向け最大限の努力をしておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご回答ありがとうございます。少人数学級で学級数はふやしたものの、年度初めに担任の手配ができないとなれば、せつかくの少人数学級の意味がなくなってくると思われま。また、年度当初には間に合わず、途中で採用された場合となると、担任が変更となると、やはりその中で児童が不安を感じることもございます。児童や保護者に不安を与えるようなことにならないように、しっかりとした採用計画を立てていただきたいと思いま。

現時点で構わないんですが、採用方式に向けて対策の方法がもしあれば、何か教えていただくことは可能でしょうか。また、これから採用について検討するのであれば、検討結果を期限を決めて報告していただきたいと思いますが、その点に関してもご回答をお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

講師の確保に向けましては、もちろん最大限努力のほうをさせていただきますが、この事業を実施できるかどうかは、転出入の問題もございますので、ちょっとそのご報告のほうは時期的に難しいと考えるので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

どうしても人が動いてくるということなので、なかなかこういう計画というのは立てにくいものなんですけども、やはり先ほども伝えましたけども、新年度になって担任の先生がいないという事態だけはできるだけ避けていただきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

以上で、来年度の少人数学級についての質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、忠岡小学校のトイレのない校舎についての質問に移りたいと思いますが、その前に一般通告で提出した質問の順番なんですけども、②と③の順序を入れかえたいのですが、議長の許可をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

はい、どうぞよろしいです。

5番（二家本英生議員）

ありがとうございます。学校のトイレの問題なんですけども、学校のトイレは昔から、汚い、臭い、恥ずかしいなどといった印象を持つ児童が多くいます。そのことによって排せつを我慢することや、冷やかしやからかいの原因になることもあります。また、ほとんどの家庭では洋式トイレが主流になっている中、学校のトイレはまだ和式トイレが一部残り、慣れない環境で排せつすることを嫌がる児童もございます。

トイレの関連企業7社が結成した学校のトイレ研究会の2018年にとったアンケートの中で、「学校で児童・生徒のために施設改善が必要と思われる場所は」というアンケートで、その中で1位はトイレが65%となっています。実際、教室に置くパソコンや電子黒板などは40%となって2位となっており、やはりトイレの改善が一番必要だということがうかがわれます。

また、その中での医師に対してのアンケートもあり、「トイレの我慢が健康に悪影響を及ぼすことがあると思いますか」という問いのアンケートでも、94%の方が「ある」と。残り6%も「たまにある」と回答し、「ない」とか「ほとんどない」というのが0%という結果でした。

そういう結果を踏まえ、10月7日に忠岡小学校、東忠岡小学校のトイレの現状について、教育委員会並びに両学校のご協力のもと、視察と調査をいたしました。ほとんどのトイレについては、校舎内にトイレがあり、また洋式トイレを導入していましたが、忠岡小学校の旧校舎にはトイレがなく、旧校舎の児童が一番近く、和式トイレしかない屋外トイレで排せつをしています。また、屋外トイレでは、児童たちからハチやアブなどの虫が入ってきたり、衛生的にあまりよくなくて、嫌がる児童もいます。その児童たちは、少し遠くにはなりますが、新校舎まで移動して排せつをしています。

また、先日も報道されましたが、女子トイレにカメラを設置するといった事件が報道されていました。屋外でのトイレは、校舎内のトイレよりも防犯上のリスクも増大します。

そこで、ご質問いたします。防犯に対しまして万全の対策をされていると思いますが、忠岡小学校の体育館横の屋外トイレについて、現在はどうのような防犯対策をいらっしゃいますでしょうか、ご回答よろしく申し上げます。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

小学校の防犯体制につきましては、登下校時には1名の来訪者受付員を校門に配置し、子どもたちを見守っております。それ以外の時間帯につきましては、門は閉めており、また、毎日教職員が定時に校内の巡回を行っており、異常があれば速やかに対応できる体制づくりを確保しております。

また、不審者侵入対策のため、マニュアルをもとに年に1回、全校児童を対象に防犯訓練を実施しております。さらに、見通しの悪かったブロック塀についても撤去を行い、見通しのきく縦格子に変更しており、外からの視線があることから犯罪抑止にもなっており、さらに安全性は高まっているものと考えております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ありがとうございます。さまざまな防犯対策をしていただいてまして、学校の安全・安心を守るために、日々、警備員の方や教職員の方が努力なさっているのは感謝いたします。また、できましたら今後、不審者等が入ってこないとか、防犯になるような形で、防犯カメラの設置とかもしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そういう形で警備等を行っていただいておりますが、本来であれば、やはり鍵のかけられた校舎内にトイレを設置することが、本当の意味での防犯強化となります。2013年に忠岡中学校で、単独工事ではないもののトイレがなかった北校舎に、空き教室を改装しトイレを設置した実績がございます。その当時のトイレの改修工事の費用並びに国からの補助金、そしてそこに設置した便器の数をご回答お願いいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

平成24年に中学校のほうは改修しておりまして、事業費につきましては2,284万3,000円。トイレの改修箇所でございますが、1階が身障者用トイレ、男子トイレが大便秘器3カ所、小便器5カ所、女子トイレが7カ所。2階が男子トイレ、大が4カ所、小が6カ所、女子トイレが9カ所でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

ありがとうございます。その際、国の補助金というのは概算でどれぐらいついたかというのわかりますでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

うち交付金が769万円でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

ありがとうございます。この国の補助もあり、差し引きすると1,515万3,000円の費用負担ということになります。当時は、中学校の北校舎の、先ほどもありましたけれども、耐震化工事が主体工事で、その中にトイレの設置工事も行ったため、国からの補助もあったと伺っております。忠岡小学校の旧校舎で同様の改修工事をする場合は、規模も小さくなり、中学校での工事ほど費用がかからないと思われれます。ただ、中学校の工事では、今回は国の補助制度が受けられましたが、忠岡小学校の旧校舎で中学校と同様の校舎内にトイレを設置する工事をした場合、国の補助金制度を受けることは可能でしょうか。ご回答お願いいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

トイレの環境改善を図るため、建築費が400万円以上の和式から洋式トイレへの改修工事は、学校施設環境改善交付金の対象にはなりません。交付率につきましては3分の1でございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

質問回数が多く、3 回してるんですけど、もう 1 回だけよろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

はい、どうぞ。

5 番（二家本英生議員）

ありがとうございます。そういう補助金制度もございますので、最大限活用していただきたいと思います。また、学校は児童たちが 1 日の中で 3 分の 1 を過ごすところでありますので、毎日の学校生活を楽しんでもらうため、トイレの環境整備を早急にして、少しでもストレスを感じないよりよい教育現場をつくっていただきたいのですが、忠岡小学校の旧校舎のトイレ設置について、改修の検討をしていただくことは可能でしょうか、ご回答お願いいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

旧校舎につきましては、現状、校舎内にトイレがない状態であります。現状の校舎内へトイレを設置することとなりますと、新たに配管などの整備が必要となってくることから、莫大な経費が必要となります。今後、児童数の推移などクラス数の減少の可能性を勘案した場合、児童の生活の場である学級の配置などを総合的に判断する中で、校舎の利用の仕方についても検討する必要があると考えております。

そのような現状に鑑みますと、現時点において校舎内にトイレを配置することについては非常に難しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

校舎内にトイレがあるのが、先ほども言いましたけど、防犯上、また子どもの生活する上にも一番大事なところであるので、ぜひとも、予算はかかるとは思いますが、やっていただきたいと思います。

そういう大規模改修は今後検討が難しいのであれば、忠岡中学校や東忠岡中学校との差

を解消するため、和式トイレしかない体育館横の北館のトイレと体育館内のトイレに洋式トイレを導入していただきたいと思います。この2つのトイレは、学校の児童も当然のことながら使用しますが、休日や夜間にも地域の活動の場としてグラウンドや体育館を使用しています。地域の公的施設としての役割も踏まえて、この2つのトイレの整備は必要かと思いますが、町としてどのような考えをお持ちでしょうか、ご回答をお願いいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

私ども、トイレの洋式化の必要性は十分に認識しております。体育館また北トイレにつきましては洋式トイレがない状態でありますので、年次的に整備できるよう予算要望しているところがございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

できる限り早い段階でトイレの環境を改善していただきたいと思います。小学校は、当然教育を行う場所ではありますが、子どもたちにとってそこで過ごす6年間は、ともに学び、ともに遊び、時にはけんかをしたりして、お互いを成長させる場所でもあります。また、一生の宝物として思い出に残るような学校生活を過ごしてもらうためにも、今回はトイレの件を中心に質問いたしました。環境を整える必要がございます。町としても今までも努力をされていると思いますが、より一層子どもたちの未来を考えていただきたいと思います。

また、今回もそうですが、議会で一般質問した内容で調査や研究、または検討するといった回答をいただいた件に関しては、できましたら必ず経過を報告していただきたいと思います。そうでなければ、私たち議員のほうから一般質問をする意味はありません。理事の皆様、この辺のこと、ご協力をよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（「午前11時57分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後 1 時 0 0 分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (杉原 健士議員)

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6 番 (是枝 綾子議員)

議長。

議長 (杉原 健士議員)

是枝議員。

6 番 (是枝 綾子議員)

日本共産党の是枝です。一般質問をいたします。

まず、平成 30 年度から実施された国保の都道府県単位化により本町国保料がさらに値上げになった問題と、この高過ぎる国保料を忠岡町独自に引き下げをを求める質問をいたします。

都道府県単位化が始まった平成 30 年度の国保料は、忠岡町国保のときと比べて、低所得者ほど値上げになり、所得の多い人は少し値下げになりました。2 年目の本年度は、前年度と比べ、全世帯が値上げになりました。結局のところ、本町国保料は都道府県単位化されて値上げとなりました。

3 年目となる来年度の市町村標準保険料率の仮算定結果が、先日、11 月下旬に大阪府から示されました。いただいた資料をしてみると、全世帯がまた値上げとなっているようです。値上げされた今年度の保険料よりも幾らの値上げとなっているのでしょうか。担当部長よりお答えをいただきたいと思ひます。

議長 (杉原 健士議員)

東部長。

健康福祉部 (東 祥子部長)

議員ご質問の市町村標準保険料率の来年度の分の仮算定結果についてお答えいたします。

先日、仮算定結果が示されまして、国から示された仮係数に基づき算出したものになっておりますが、診療報酬改定等はまだ反映されていない内容となっております。仮算定結果と現行令和元年度料率を比較すると、1 人当たり保険料が 5.82%、年間 7,848 円上がる内容となっておりますが、本町は激変緩和財源投入により 2.59%、年間 3,237 円の上昇に抑えられることとなります。特に医療分の所得割、均等割、平等割の率が上昇しております。要因は、被保険者数が減少していくものの、70 歳以上の方の割合がふえていることや、1 人当たりの医療費が伸びていることによるものです。

先日の報道発表により、診療報酬全体としてはマイナス改定となり、今後1月ごろに本算定結果が出てまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

激変緩和措置が入るといぐらい忠岡町はたくさん上がったと。上がるということなので激変緩和措置が入り、2.59%、平均ですね、1人当たり3,237円の上昇という、今のところ仮算定はそういう結果であるというご答弁でありました。

担当課よりいただいた仮算定の資料ですね。これ、事例でよく所得が200万円の40歳代夫婦と子ども2人の4人家族の例で見ますと、これはその激変緩和措置が入る前の資料ということですが、入る前の資料でしたら年間5万円の値上げであります。その方々は、去年の分でも約5万円の値上げという形で出ていると。これは去年の概算ということですので、もう少し上がり幅は少ないと思いますけれども、やはり高い国保料であったということで、さらにまた値上げする。値下げだったらいいですよ。値下げじゃないんです。値上げなんです。2%平均ですけども、この方々は4人家族なので、1万円は下らないと思います。そういう値上げ、値上げ、どんどん値上げになっていっているという国保になっているではありませんかということなんです。

本町は、府の市町村標準保険料率を採用しているため、府がこの標準保険料率を出しまして、値上げというものが出てきますと、本町の保険料も値上げになるという仕組みになっています。これまでの議論の中で、国保が都道府県化、いわゆる町長がよく言っている広域化されたら、府下でも大変高い本町の国保料は安くなると町長はよく言っていましたけれども、実際には高くなったということであるということも認めざるを得ない状況になりました。

そこで、高くて払いがたい国保料を引き下げるために、府の標準保険料率を採用することを中止して、市町村独自に以前のように安い国保料を設定するということができるのに、なぜ本町はそれを、市町村独自の国保料を設定しないのか。大阪府の標準保険料率を採用して、高い国保料を加入者に負担させるのか、このことについてお答えをまたいただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、国のほうが広域化につきましては推奨しておるところでございます。大阪府につきましても、全国的に早く統一化するというところで方針を出

したところでございます。本町につきましても、以前は赤字のほうが、累積赤字がございました。その点につきまして、広域化していただくことによりまして、本町はその赤字も解消ができたというところでございます。広域化するに当たりまして、全国的に今後推進していくであろうという広域化につきまして、本町は保険料的にはご負担感が少ないという状態がございましたので、素早く広域化に賛同したところでございます。

今後、各全国の市町村が広域化に向けて進んでいく中、本町が独自で行うということは今のところ考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝委員。

6番（是枝 綾子議員）

高い国保料に慣れといってもらったら、高くなったときにスムーズに移行できると、平たく言えばそういうことなんです。そんなこと、うれしくないです、スムーズに移行できるというのは。移行できると思っているのは忠岡町や大阪府である、国のほうであるということで、本当に生活が大変な、そして高い保険料を負担している加入者にとっては、ありがたくも何ともありません。できるだけ安い国保料を維持してほしいというのが願いだと思います。その願いとは大きくかけ離れた金額になっている。また、そういう考え方になっているのじゃないかということ指摘しなければいけません。

で、この保険料の賦課決定の権限が、忠岡町は今、ない状態になっています。決定してるんですよ、大阪府のそのまま言われた保険料をということで。ですけれども、その保険料賦課決定の権限は、府ではなくて市町村にあるわけです。市町村の権限を大阪府が国保運営方針で奪っているようなものですが、これは法を逸脱していると思います。国保運営方針に基づいて忠岡町もされていますし、大阪府もしていますけれども、そんな国保運営方針というのは法的拘束力がないものであります。大阪府は、技術的助言でしかない、そして地方自治法第245条の4第1項などによって、技術的助言でしかないということになっております。ですから、大阪府は、法改正前から保険者努力支援制度というものを独自に行っておりました。で、調整交付金というものを使って、市町村を府の意向に沿うように、保険料引き下げのための繰り入れをさせないというふうなことなどを行ってきたわけでありまして。

そして、府は、都道府県単位化導入後は、どこよりも早く他府県に先駆けて統一保険料を示して、そしてそれに合わせなさいという圧力をかけ、統一国保ということを目指す急先鋒の役割を果たしているというのが大阪府であります。インセンティブや動機づけ、加点方式で、医療費適正化の仕組みというものの取り組みをしている市町村を大阪府が評価して、特別調整交付金、いわゆる2号交付金ですね、それを市町村に与えるという、こん

なことをやっているわけでありまして。そういうことで、そういうことにもうどっぷり浸かっている忠岡町であるということは言わなければいけません。

ということで、ですが、再度お聞きしますが、2つ目の、一般会計から国保会計に法定外繰り入れをして、こういう高過ぎる国保料を引き下げるという考えはございませんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

一般会計からの繰り入れを行い、国保料を引き下げるといったことについてお答えいたします。

一般会計からの繰り入れにつきましては、国通知や大阪府国民健康保険運営方針に基づき、必要な財源の繰り入れは財政に対して求めてまいります。先ほどの答弁のとおり、保険料引き下げを目的とした繰り入れは認められておりません。保険料につきましては、引き続き国や大阪府に対して、さらなる公費の投入による市町村標準保険料率の引き下げを求めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

先ほども申し上げたことがまた出てきまして、国保運営方針ですね。大阪府の国保運営方針というのは法的拘束力はないということでありまして、今、一般会計からの繰り入れをすると、そういったところに反するということで、しないという根拠に1つ挙げられていらっしゃいます。

でも、これ大阪府も、一般会計からの繰り入れを市町村がすることについては、とめることはできないんです。ということで、これは大阪府の平成29年度の11月1日、大阪府議会の厚生労働か何かの委員会で、当時の松井知事の答弁でも、一般会計からの繰り入れは権限は市町村にあるということで、府も一般会計からの繰り入れを禁止できないということは、当時の知事も言っているんです。だから禁止はできないわけなんですね。ということで、これは国会でも衆議院の厚生労働委員会でも、保険料引き下げのために一般会計からの繰り入れは、制度によって禁止できないと、政府の参考人も答弁しております。

ということで、禁止事項でも違法でも何でもない、そして大阪府の国保運営方針に書かれているというけど、それは法的根拠も何もない、拘束力もない、そういうものであります。だから、一般会計からの繰り入れをすると、そこにペナルティーがあるということしか考えられないわけですね。

どのようなペナルティーがあるのか。繰り入れを行った場合の、引き下げのための繰り入れを行った場合、府からの特別交付金が減らされると、いつも忠岡町はそうやってきま

したけれども、どれぐらいペナルティーがあるのか、影響額があるのか、そのことについて影響額をお聞きしたいと思います。部長よりお答えお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの影響額についてでございますが、大阪府の特別交付金、インセンティブに法定外の一般会計からの繰り入れを行っているかどうかということの評価する部分がございます。その部分、特別交付金の市町村交付額の合計額の全体額でございますが、それが毎年変わることになり、その得点により配分されてまいりますので、その得点が取れなかった場合の影響額の算出は大変難しい状況でございます。ただ、昨年度の大阪府の特別交付金の30年度の決算額といたしましては1,124万5,000円の歳入となっておりますので、影響額の最大がこの額であるということも考えることができます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

大阪府はこの特別調整交付金の配分基準ですね、それは減点を設けているということをお部長おっしゃられたんですけれども、私は大阪府に行って、ちょっと交渉というんですかね、したときに「ペナルティーは課しておりません」というふうに大阪府の担当の方は言っていたんですけれども、あるということなんですね。わかりました。

ですが、これは大阪府だけぐらいでしょうね。国のほうは今のところ、ここ2年来ましたけれども、加点はあるけれども減点はしてないんですね。大阪府独自のずっと前からやっている分を続けているということで、減点ということは本当にひどいなと思います。

忠岡町、これも大阪府のちょっといただいた資料なんですけれども、忠岡町は今1,124万円ということで、このインセンティブ、努力をして点数を取ったらもらえるということで、忠岡町はかなり努力されています。279点。これは30年度の決算の分でいただいているので、1,124万5,000円ですね。279点なんです。これは割と上位のほうなんです。最高に取っているところは329点とかありますけれども、低いところは167点とかいう、そういう市町村もありますけれども、こんな感じで取っているということで、忠岡町の国保は広域化というんですか都道府県化されて、国からの毎年3,400億円のそういった支援によって黒字になりました。赤字を解消できました。しかし、保険料は上がりました。一般会計からの繰り入れが全て大阪府はストップされたからですね。そういう感じになっているということで。

そこで、本町は国保料引き下げのための一般会計からの繰り入れをしないということな

んですけれども、本当に以前の忠岡町が国保を持っていたときはもう少し、顔が見えるということで、本当に払うのが困難なときは所得200万円で4人で生活をしていて、そんな人たちが40数万円も年間、国保料を払わなければいけないという、所得の2割を超える、そんな国保料を課しているということについては本当に申しわけないということで、そういう気持ちで対応もされてきました。だけど、今はこのインセンティブ、点数を取るために、滞納したら結構もう即、短期保険証を発行して、また府下でも高い割合で発行されているし、そして銀行とかの口座の差し押さえ、金融機関の差し押さえもやって換金もされているという率も結構高い割合でやられているということで、その努力ということが認められて279点なんだろうと思いますけれども、そういうことをされるということが加入者にとって本当に大変だということの思いというのが、だんだんと薄くなってきているのではないかというふうに思います。

やっぱり所得の2割を超えるということもありますけれども、いろいろと私たち議員も高い国保料の相談があります。無年金で70過ぎで、そして150万円ぐらいの給料ですね。アルバイト2件かけ持ちして、その人が毎月1万4,000円ぐらいの国保料と。その人は介護保険料は入っていませんので、介護保険料を払うと2万円近く払うと。どうやって月11万、12万の中からそんな保険料を払って、家賃を払って生活するんだということになります。

ということで、こういった住民の苦しみ、加入者の困難、貧困の状態、国保料を払うがために貧困になっていくという、これでいいのかということをやはり考えていかなければいけないと思います。

やっぱりこれは一般会計からの繰り入れを行って国保料を引き下げてほしいと、3つ目に書きましたけれども、そういう考えはないということでもありますので、大阪府が悪い役割を果たしているということがありますけれども、大阪府の仕事は保険料にそんなに介入できないですよ。

府の仕事は4つだけです。国保運営方針を策定すること、事業費、納付金を決定し市町村に賦課すること、そして市町村標準保険料率を出すこと、市町村はこれを参考に保険料を決定する。市町村が決定するんです。そしてあと、4つ目が給付費を市町村に支払う。保険給付費を払うということで点検を行うという、この4つだけなんですけれども、いろんなことを大阪府はしてる。本当に悪いなと思います。そういった大阪府の悪政に対してもやっぱりきちんと物を言っていて、そして払える国保料、貧困にならないような、国保が貧困をつくっているということにならないように、引き下げのために努力をやっぱり忠岡町はしていただきたいと思いますが。

最後に一言。10分しかありませんので、もう一つ質問がありますので、町長に最後ちょっとお聞きしますが、町長は「ぬくもりのあるまち忠岡」ということで、そういうことをおっしゃっておられて、総合計画にも書かれておりますけれども、やはりこういった高

い国保料、払うのが大変というような国保料を引き下げということは町長の政治的な判断ということにかかってくると思うんです。国保料引き下げということはやっぱり政治姿勢の問題であると思いますので、町長は国保料を引き下げることについてどのようにお考えでしょうかということをお聞きしたいと思います。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

町民が負担する国保料について、繰り入れという方針は持っておりません。本町の財政能力からしても、まずだめです。この間、保険料が上がっていくんで、できるだけ府の統一、国の統一をお願いしてきたところですので、うちとして独自にやっていくことは無理だと、こういうふうには思っております。

ご存じのように、是枝議員一番ご存じだと思いますが、国保制度がもう、20年、30年から破綻してきているわけですね。どんどんと修復をして、いろいろ分派して、いろいろやっているわけですが、本町としては何とか頑張ってきましたが、やっぱりこれ以上独自でやっていると、医療費も高くなるし薬価も非常に高くなるし、もうこれではあかんということで、皆さん方をお願いして統一に踏み切っているわけです。で、繰り入れというような余裕がありませんので、する気はありません。ただし、そういった抑制については、立場があるときには自分としては抑制の方向を打ち出さないかんとは思っております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

町長も以前は国保料ね、もう少し国保にお金をとということで国や府に言うていくということで、そういう姿勢だったんですけども、やはり国保の統一、府の統一、国の統一をしたら高くなるんですよ。一般会計から繰り入れたらあかん、そんなふうに府が言うて入れさせなくて、高くしておいて、本当にみんな困っています。そういう町民の苦しみということ、やはりそれに耳を貸していただく、そういう政治姿勢であってほしいということは求めておきます。

時間がありませんので、次の質問に移ります。一人一人の子どもへの支援のために本町の特別支援学級の介助員を増員することについて質問いたします。

本町の小・中学校の特別支援学級の支援員、介助員は、現在本町は5名であります。こ

これは大阪府下市町村の中で千早赤阪村に次いで人数が一番少ないです。この村を除けば、本町が府下の市や町の中で一番介助員が少ないことが、大阪府の教育庁、教育庁というのは教育委員会が大阪府は教育庁と言っていますので、教育庁にいただいた資料でも明らかとなりました。

この特別支援学級の介助員の人件費については、平成19年度から国の財政措置がされるようになりました。これは学校教育法が改正されて、平成19年4月からこういう特別支援教育がスタートしてということで、明文化されたんですね。一人一人のニーズに合った支援を行うと。だから、国と地方自治体にもそういう責務が明らかになったということで、国が財政措置をしたという経緯があるということでもあります。平成19年度は国の措置額は2万1,000人相当で、平成20年度は360億円、3万人相当、1校当たり1人という、当初はそういう人数でありました。

今現在、幾らになっているか、文部科学省に聞いてみました。今は財政措置額は公表していないが、支援員は幼稚園、小中高合わせて6万5,000人分という回答でありました。公立の小・中学校の数で割れば1校当たりの支援員の財政措置がわかるということで、学校基本調査、速報値が出ていましたので、それで割ってみますと、公立小・中学校の数が2万8,803校で、支援員の数は公立の小・中学校で5万6,600人ということでありましたので、割りますと1校当たり1.96人分の財政措置が入っているということです。約2名分です。1校当たりの平均ですから、本町は小中合わせて3校なので6人の財政措置が考えられるということでもあります。しかし、本町は5名やから1名少ないということでもあります。

先ほどの、時間がないので、そこから割り出した、学校数で割らないと人口が違いますので割りますと、本町は1校当たり1.66人、岬町は1校当たり4.5人、熊取町は1校当たり4人、泉大津市は1校当たり3.73人、和泉市は1校当たり2.48、高石市は1校当たり1.8、岸和田市1.54、参考までに田尻町は1校当たり7.5人。忠岡町の全体よりも1校当たりのほうが多いという、忠岡町が少な過ぎるということがわかりました。

そこでお聞きいたしますが、本町に支援員、何人分の財政措置がされているのかということと、時間がないので、続けてもう1点、2点目、お聞きします。

本町は、国の財政措置をされる19年度以前は独自で、財政措置がなかったんですけど、2名配置しておりました。その当時は子どもの数、クラスの数も少なかったんですけど、そこから平成19年度、財政措置された年に1名増員されました。今年度は在籍児童数が77人、クラス14クラスということですが、介助員は5名のままということでもあります。先生は10人ふえましたけど、児童・生徒は64人もふえたということでもありますから、やはり先生だけでの対応というのは追いつかないというところでもあります。やはり1校当たり2名の財政措置ということであるならば、もう1名はふやさないといけない

し、そもそも2名置いていたところに財政措置があったら、6名分を足して8名にしないといけないのではないかと。一人一人に行き届いた教育、合うた教育をというんやったらそういうことを考えるのが教育ではないかというふうに思います。そこで、財政措置がされているということですから、そういった増員するということについてのお考えはどうなのか。

まとめて2点お聞きしたいと思います。1点目は財政措置、どのぐらいされてるかわかりますかという点で、財政部局の公室長さんよりお願いします。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議員ご質問の特別支援学級の介助員について、人数というのは地方交付税において国の財政措置がなされております。小学校及び中学校において学校数を測定単位として特別支援教育支援員が交付税措置として基準財政需要額に算入されておまして、本町の場合小・中学校の支援員の理論数値を計算いたしますと526万6,000円となります。この金額につきましては、ご承知とは思いますが、あくまでも理論値であり、交付税の措置額ではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、平成30年度の決算額につきましては747万320円になっておりますので、その財政措置以上ということで、まずご理解願います。

まず、介助員の配置につきましては、特定の子どもに対し固定して配置するのではなく、支援学級在籍の全ての子どもを対象に、必要な場面に応じて柔軟に対応できるよう、支援学級に対して配置しております。増員につきましては現状では考えておりません。一人一人の子どもによりよい支援を行うために、これからも支援学級の担任を中心に、学校体制として取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

増員しないと言っておきながら、一人一人に応じたということをおっしゃるといのはちょっと矛盾しているんじゃないかなと思います。忠岡町、少ないということは今申し上げました。後でまた大阪府の教育庁からもらった資料をお渡ししますが、少ないです。本当に少ないです。腹が立つぐらいですわ。その学校のほんまに子どもたち一人一人には

そういうふうに配置してないという、その冷たい答弁って何だろうと私は思いました。

これ、文部科学省が特別支援教育支援員のこのパンフレット、ご存じやと思います、先生やったら。これ、発達障がいの児童・生徒に対する学習支援のところを読んだだけでも、教室を飛び出していく児童・生徒に安全確保や居場所の確認を行うとか、読み取り困難な児童に対しての黒板の読み上げを行うとか、書くことに困難を示す児童に対してテストの代筆など、いろいろそういった困難に寄り添うということが言われているから、一人一人に、1人に配置せえへんかったらこんな届いたことできないですやん。学級にしかしておりません、一人一人にはいきませんといったら、子どもをもう普通学級のほうに戻ったときは放置するというふうなことになってしまうんじゃないかと。

忠岡町がやっぱり少ないという声は以前から言っています。ということで、これはやはり考え直していただいて、忠岡町が大阪府下の市町の中で一番少ないというふうに申し上げたことは、やはりよく考えていただいて、一人一人に応じた責務があるんですから、国と地方自治体には。それをやっぱりふやすということで検討するのが教育委員会の務めではないかというふうに思います。それはちょっとお願いというか、これは当たり前のことなのでお願いはしません。当たり前のことだということを指摘をしておきます。お願いいたします。

以上、終わります。

議長（杉原 健士議員）

時間を超えましたので、以上で是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

11番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めは、災害対策についてです。

災害の時代を迎えています。地震については海溝型の巨大地震の発生が危惧されており、内陸側の地震が相次いで発生するリスクも高まっております。それに加えて地球の温暖化の影響もありまして太平洋の水温が上昇するなどして、記録的な豪雨による災害もたらされるリスクも高まっています。この災害の時代にあって、災害から住民の生命と生活を守る責務を持つ自治体のあり方が厳しく問われる状況にあります。

ところで、この自治体の災害から住民を守る役割を考えるに当たっては、1995年の

阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災はもとより、2014年の広島土砂災害や昨年の西日本豪雨災害、本町では昨年9月、台風21号による被災、ことしは台風19号によって各地で災害に見舞われています。この19号は東日本を縦断した過去最強クラスで、55の河川で79カ所の堤防が決壊し、住宅地、農地などが大規模浸水をいたしました。死者や行方不明者も相次いで、13都県の約5,000人が避難所に身を寄せられたというふうに聞いております。

そこで、災害が起こったとき、大雨による川の増水で越水や堤防の決壊が予想されたら、まずは命を守るために避難する、そのためにはどこを通過して避難をすればいいのか、避難経路を把握しておかなければなりません。

本町は東西に伸びた細長い地域です。和泉市に隣接している高月北は牛滝川と槇尾川に挟まれた、忠岡町でも特別な立地条件の地域であります。大雨が降りますと高板橋に設置しております水位観測計が気になる場所ではありますが、高月北の北側、和泉市に近いほうですね、北側の地域では槇尾川が増水をして心配だったという声もたびたび聞かれます。本町は川に挟まれた高月北の避難経路はどのようにお考えでしょうか、ご答弁お願いしたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本当に近年の気象状況を見ると、いつどこで大規模災害が発生しても本当に不思議でない状況になりつつあるというふうに考えられるところがございます。

高月北地区は2本の河川に挟まれた地形であり、大雨などの水量の増加が予測される場合は、慎重な観察が必要となってまいります。

洪水時の避難経路としては、まず、河川に近寄らず、被害状況によってはより安全な経路を選択していただくことが重要であり、高月北自主防災会では独自の防災ガイドマップも作成されておられます。その中では本当に状況に応じて、国道26号線の側道、歩道ですね、そういったものの利用なども示されているところであります。

引き続き、今後、地域で避難訓練が実施される際には、多くの方に参加していただき、避難経路の把握等をお願いしたいというふうに考えているところがございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

平成26年3月、忠岡町は防災ガイドマップを発行されております。この中で、洪水ハザードマップでの東忠岡小学校区ですね、この小学校区においては主要な避難路はさつき通りと駅前通りの府道田治米忠岡線、この2本だけが緑の線で記されております。高月北はその避難路までどの経路で行くのか。牛滝川があるんですから渡ることができない。なので、この忠岡町の防災マップ、これを見ますと和気小学校まで町が避難所、和気小学校、それから郷荘中学というふうに記されております。和気小学校までは元気な人が歩いて30分以上はかかるところであって、大雨が降りますと、足元が悪い中、高齢者や障がい者はとても行ける距離ではないということは、前にも言わせていただいております。

ましてや、今、車での移動ですね。これは道と川の境目がわからなくて、これまでの水害の中でも車中死、車の中で亡くなられた方、死亡率が非常に高いということもわかっております。まずは、大切な命を守るために避難所に行く、安全な避難経路を考え、つくる、こういったことが多発する全国の災害を見ても待ったなしだということでもあります。

今、公室長おっしゃられましたように、高月北自主防災会では、独自で防災ガイドマップはつくっています。そこで高月北の住民には全部、数年前に配られているところなんですけど、やはり洪水時、それは高月南のコミュニティセンターと、それから高月北の集会所、この図のところに避難所という印はあるんですけど、なかなか避難路については、今26号線というお話もありましたけれども、それは自治会の役員会の中でもいろいろとそういった話も出ておりますけど、ちょっと具体的にはなっていないわけなんです。

それで、前公室長に私がお聞きしたところによりますと、まずはこのマップがあるので、これに沿っておっしゃられたと思うんですけど、和泉市に抜けるときは向井田公園の東側の牛滝川の横の細い道ですね。車1台しか通れませんわ。「そこを歩いて広い道に出てください」と、そういった答弁もあったわけなんです。なかなか、担当課といいますか職員さんも実際に歩いて、そのときの答弁では歩いてはいらっしやらないというふうに私は感じております。

なので、何遍も質問はしていますが、やはり高月北というところは特別な三角州になっておりますので、自主防災会や自治会、いろいろとそういったマップもつくられていますけど、やはり数年前ですので事情もいろいろと変わってきているというふうに思います。なので、その避難経路をそういった自主防災や自治会任せになっているんじゃないかなというふうに私は感じております。その点についてはいかががお考えでありましょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

避難経路については、実際その時々状況に応じて、仮に避難経路を設定したとしても、そこが通行できないとか、いろいろな場合がございますので、できるだけ平素より、自主防災会でも本当に取り組んでいただいているように、平素から防災訓練であるとかそういうふうなことをしていただいて、いろんな経路の確認をお願いしたいなど。また、もちろん訓練するに当たりましては、また事前に我々にもおっしゃっていただければ、我々もできることについてはご協力させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

今の答弁ですと、何かもう自治会任せというふうに感じております。災害が起きて大変なことになるとやっぱり行政の責任が問われますので、そこはしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

それと、災害というものはいろんな形で、今おっしゃられましたように襲いかかってくるわけなんですね。なので、避難経路も1つでは機能しないということもわかりますし、何通りも考えておかないといけません。しかしながら、全く進んでいないという現状、今の答弁でもありましたように、忠岡町は何をしていたのか、高月北任せかというふうに私は感じております。

なので、やっぱり現状に合っていないハザードマップね。このハザードマップですね。このハザードマップをただ配るといふ支援だけではなくて、やはり住民からのそういったいろんな心配事、「いや、こういった方法があるんじゃないか」という引き出し支援ね。そういったことも要るのではないかとというふうに思います。そうすることによって、住民と地域の減災力、これを高めることができるのではないかと、そういった手法もあると思います。そのためには減災まちづくりのアドバイザーですね。こういった方を派遣するなどして、専門家を交えて現状に合った避難経路を作成することが必要ではないかというふうに、私、思うわけなんです。それについてはいかがでしょうか、お願いします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

アドバイザーの活用というのは多分本町ではまだ行ったことはございませんが、そのあたりについて、そういったことをやられている団体があるのであれば、そういったところ

にお聞きして、必要であれば本町においてもそういった方の意見を聞くというような機会についても検討してまいりたいなというふうに考えております。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

ぜひ、高月北を放置することがないようにしていただきたいと思います。避難所にも行けず、孤立または命が危険にさらされることがあってはなりません。川が増水して洪水の危険があるなら、まずは避難、危険な場所から逃げる。洪水ですからこれしかありませんよね。なので逃げるということ、それしかないということです。

それで、26号線を上がるということもおっしゃっていただいたんですが、ことし3月の予算委員会のときに党議員団、ポンプの話もさせていただきました。国道26号線の高架下というのは大雨が降るとすごく浸かるんですね。膝上まで来ます。そういったところを歩いて行けるのかという心配もありますので、そのときの提案としては側溝を1つ掘って自動のポンプを置いたら排水もできると、そういった創意工夫もできるという提案もしておりますので、雨水整備計画ですね。こういったことも並行して計画するというのも必要ではないかというふうに思うんです。これは5年、6年先じゃなくて、すぐにやっていただきたいというふうに思うんですが、そのような検討、すみません、これ4回目になりましたかね。検討はどうでしょうか、雨水に関して。

議長（杉原 健士議員）

はい。

町長公室（柏原 憲一公室長）

実際、避難されるときに内水の問題もあるかと思っておりますので、そのあたりについては防災減災対策を進めていくということになりますので、例えばポンプの導入もそうですし、実際に内水対策として雨水管の整備等々のいわゆる工事関係についても、今現在、原課のほうでも順次検討しているというふうなところでもございますので、引き続き我々も原課とそのあたりについては協議を進めていきたいなというところでもございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

このハザードマップでも、注意、注意で、この26号線のところね、浸水したことのあ

る地点というふうに町も出しておられますので、ぜひ雨水のほうも整備計画も立てて進めていていただきたいというふうに思います。そして、26号線に出たのはいいけど、さつき通りへおりてからどうするんだということもありますので、そういった車での送迎ですね。シビックセンターあるいは東忠岡小学校までどうやってそこから行くんだということもありますので、そういったこともあわせて検討をお願いしたいというふうに思います。

そこで、2つ目の質問であります。忠岡町地域防災計画の見直し、これについてお伺いしたいと思います。

大阪府は12月3日、1934年の室戸台風匹敵する過去最大級の台風が上陸した際に想定される高潮による浸水区域を公表いたしました。浸水面積は南海トラフ巨大地震の津波による想定約2倍にわたって、関空や大阪湾の人工島、咲洲の潮位は最大5メートルに達すると、このように書かれておりました。

しかし、府によると、万博やカジノを含む総合型リゾート、IRの予定地、関空の二期島は浸水しないという信じがたい想定もされて、都合のいいような想定もされているわけなんですけれども、そこで、忠岡町地域防災計画は南海トラフ巨大地震の津波による被害想定が主でありますけれども、高潮はそこに台風が発生しているということでもありますから、台風という大雨が降る。ですから、海から寄せてくる津波の想定だけではなくて大雨による川の増水、洪水の被害想定も必要ではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本町の地域防災計画につきましては、平成26年8月に大阪府が発表した南海トラフ巨大地震、今議員がおっしゃっていましたが、に伴う被害想定を受け、被害対策の充実強化を進めるため策定したものでございます。

現時点においては被害想定が変更されることは予定されておりませんが、今後、大阪府により高潮や洪水による被害想定が発表された場合は、大阪府の計画の内容とのそごが発生する場合もあるかと思っておりますので、その場合については適宜修正を行ってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

被害想定というものは大阪府との連携、これも当然要ることですけれども、忠岡町でもできることがあるのではないかというふうに思います。さきの質問でも言わせていただきましたけど、忠岡町の洪水ハザードマップ、この被害想定の見直しをする、そうすることによってそれに合った、やっぱり想定をしないと対策もとれませんので、それに合った対策も取れるのではないのでしょうか。豪雨災害での想定をきちっと補足していってもらおうと、そういったお考えはないのでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

繰り返しになりますけど、なかなか本町独自でというのは難しい面もございますので、大阪府のほうからのいろんな計画の変更等が発表されれば、それに合わせて本町も整合性をとりながら作業を進めていきたいというところがございますので、よろしく願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

府の発表を待たずしても本町として独自でやれることもあるというふうに思いますので、川が危険な水位になったらとにかく逃げると、それしか、先ほども言いましたけど、とる行動はないというふうに思いますので、台風は地震と違って予想もある程度できるかというふうに思いますので、地区によっては、例えば高月北などはほかの地区よりも早目の避難が必要であるというふうに思いますので、早く指示を出すというふうな対策も必要であるかと思えます。津波の被害想定だけではなく新たな洪水被害、そういった想定も府に要望もしていただいて、まずは本町でもできる対策をとっていただきたいというふうに要望させていただきます。

次に、防災行政無線についてお尋ねしたいと思います。

防災行政無線についてであります。かねてから聞き取りにくい地域があるということは指摘させていただいております。確実に住民が情報を聞くことができる個別受信機も提案させていただきました。聞き取りにくいという住民からの声があるんですから、全住民向けにアンケート調査をして把握されよという要望もいたしました。しかし、アンケート調査は考えていないと。Jアラートの試験放送などで聞こえ方については意見を伺うとい

う、そのときの回答でありました。

そこで、11月の5日10時ごろと、それから12月の4日11時と広報紙に載せ、このJアラートを、ジェイアラートと呼んでいいのかどうか、ちょっとわかりませんが、これを放送するというふうに広報紙に載っておりました。12月4日については「放送が聞き取りにくい場合はご連絡ください」と、このように書かれています。そこで、担当課にお聞きしましたら、「1件しか電話がかかってこなかった」ということでありました。

しかし、住民は、聞き取りにくくても、役場に電話するというのはなかなかちゅうちょするものです。それで、こういった方法で本当に検証、把握ができるというふうにお考えなんでしょうか。その点についてお聞きしたいというふうに思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まずは、今月12月4日、それからまた令和2年の2月19日ですね、そういった試験放送がございますので、そういう中で聞き取りがしにくいかどうかということについては、そういうふうな状況であればご意見をお伺いしていきたいというふうには考えております。

あわせて、これをやれば全てがというふうな伝達手段というようなものもなかなか難しいというふうに考えておりますので、できるだけ伝達方法の多重化というようなところで繰り返し、さっきの見解と繰り返しになりますが、防災行政無線の聞き直しができる自動応答装置の導入ですとか、携帯電話に対するメールの発信システムの整備ですとか、そういったことについても順次整備したところでございますので、またあわせて今後、希望される方に対しましては電話やファクスを活用した情報伝達システムの構築というようなことについても今作業を進めるところでございますので、あわせてご理解のほうよろしくお願ひ申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

これは広報に12月4日載せてもらっているわけなんですけど、広報、19ページ建てでございます。真ん中の7ページにこれが載っているわけなんです。これではなかなか住民には目に、1ページずつきっちりと見ていただいたらわかりますけど、なかなか住民の方、広報をぱらぱらと見る方が多いというふうに思いますので、これを効果的に使うと

したらどんと表紙に載せてもらおうと、そういったことも考えていくべきではないでしょうか。やはり声を聞いたら住民アンケート、これが確実な手法であると、そんなに難しいことではないというふうに私は思うんですけども、住民アンケートについてはいかがですか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

数の問題もあるかと思しますので、広報紙に掲載したんですが、なかなか見にくいというのであれば、その広報紙の掲載をする場所といいますか仕方といいますか、そのあたりについても工夫してまいりたいというふうに考えております。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

アンケートも約7,000世帯ですか、忠岡町で。そんなに手間のかかるものではないというふうに思うんです。逆に、しないというのは、聞こえにくいという回答が多く寄せられると困るという意識もそこにあるのではないかなと、悪いように考えるわけなんです。そう思われても仕方がないんじゃないかというふうに思います。

防災行政無線のデジタル化によって本町全体を網羅できると、当時説明があったわけなんです。しかし、かえって聞こえにくいと、聞こえにくくなったという声が聞かれています。デジタル化した防災無線は、お聞きしたところによるとアメリカのエルラド製で、本町はネジを切った形状であります。府下ではこのエルラド製を設置しているのは、高石市、大阪市、羽曳野、高槻市とお聞きしました。しかし、全てがラップ型だというふうに教えていただきました。では、本町はなぜラップ型にしなかったのかというふうに思うんです。今までこういった声があるということは、構造上の問題があるんじゃないかと、そういうふうに思います。検証が必要ではないかというふうに考えます。

また、もともとついておりました防災行政無線、小さいやつですね。あれも四方に4つラップがついてあったものも、デジタル化することによって1方向、1つしかラップが、3つ取ってしまって1つしか、1方向しかつけていない防災行政無線もあるので、もとに戻すと、四方にラップをまたつけると、もとに戻すということも必要ではないかと思しますので、個別受信機とあわせて、そういったことも検討していただきたいというふうに思います。最後に答弁をお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

引き続き迅速な情報提供ができるように、我々も情報の伝達手段の多重化ということについては、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひ申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

正確な情報をいち早く住民の方にお知らせすると、これはもう行政の責務ですからよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで最後の質問にします。介護保険の減免制度です。

もう多くは言いませんけども、第7期ですね。介護保険事業、今第7期目、非常に基準額が24.1%上がったと、これは何遍も言わしていただいております。このことによつて府下7番目に高い保険料になったわけなんですけど、党議員団で全戸配布したアンケートでの回答でも、約7割の方が「介護保険料が高過ぎる」「下げてほしい」という回答が寄せられておりました。本町は保険料が高いと認識しておられますでしょうか。

また、現在の減免制度、この対象者は第3段階の人であります。こういった方が減額されるわけなんですけど、1つ例を挙げますと、年金収入しかない国民年金の方、1カ月約6万7,000円です。こういった方が介護保険料6,550円取られているんですね。この方は第5段階です。こう考えると収入の1割が保険料でなくなる。そして、先ほど是枝議員も指摘しましたように、国保料もかなり高い。両方引かれるということは大変な負担増になっているわけなんです。

そこで、本町は減免制度の拡充ですね。せめて第4段階の人。第4段階というのは本人は町民税非課税で、所得金額、課税年金収入額が80万円以下である。しかしながら、世帯で町民税を払っている人がおれば第4段階になるということですね。無年金でもこの段階になるわけなんです。こういった方にせめて拡充が必要ではないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せの介護保険料につきましては、前回の改正によりまして上がっておるといふところは認識しておるところでございます。しかし、介護保険料の減免制度の拡充、第4段

階にもということですが、平成22年度に減免対象者の要件を緩和させていただきました。本町の減免対象となる収入基準額の年収120万円以下は近隣市と比べても標準的な金額でございます。また、介護保険料減免額につきましては、全額、第1号被保険者保険料で賄うということになっておりますので、対象者の拡大は介護保険料基準額のことにもつながってまいります。

また国のほうは、令和元年度10月からの消費税の改定により、低所得者の保険料に係る負担の増大を抑制する観点から、今後の高齢化の進展に伴う保険料水準の上昇に対応するため、低所得者の1号保険料について、基準額に乗ることにより負担を軽減している割合をさらに引き上げを行ったところでございます。何度も申し上げますが、第4段階までの減免制度の拡充につきましては、近隣市にも影響を及ぼすことも考えられることから慎重に検討してまいりたいと思います。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

減免すると保険料にもはね上がるということでもありますけれども、一般会計から繰り入れをすると保険料には反映されないわけなんです。そういったことで一般会計からの繰り入れ、これはお考えになりませんか。それとあわせて、高いという認識、これはおありでしょうか。あわせてお答えをお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

一般会計からの繰り入れにつきましては、一般会計の財政状況も大変ということもございまして、繰り入れする予定はございません。保険料につきましては先ほど申し上げましたとおり、前回の改定時には保険料が上がったということは認識しております。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

なぜ一般会計から入れないのかということですね。法的にも入れてはいけないという規定や制裁措置はないわけなんです。その理由は何かと、それをお聞きするのと、あわせて最後の質問もしますので、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

利用料の減免ですね。一応本町も非常に高齢化が進んでおりますので、現在の介護認定

者は何人で、そのうち介護保険でサービスを受けておられる方の割合はどういうふうになっておられますか。すみません、端的にお答え願います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

なぜ一般会計から繰り入れをしないのかというところでございますが、一応保険料の単独減免に対する考え方ということで、保険料の全額減免、収入のみに着目した一律減免、保険料減免に対する一般財源の投入というところ辺に当たりまして、一応三原則を遵守するようにということで国のほうから求められておりますので、この三原則の遵守に関して適正に行っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、利用料の減免の分につきましてでございます。現在のところ平成30年度末で被保険者は4,833人、認定者は1,052人ということで、認定率は21.8%でございます。そのうち利用されている割合ということになりますと、利用者が808人ということでございまして、利用率は76.8%ということでございます。

議長（杉原 健士議員）

はい、一言どうぞ。

11番（河野 隆子議員）

すみません。高いということは認識されているということと、それから一般会計の繰り入れは国から求められているということで、法的根拠、絶対に入れてはいけないということではありませんので、一般会計からの繰り入れはぜひしていただきたいというふうに思います。

それから利用料の減免ですね。今お聞きしますと、認定を受けてても77%しかサービスを受けていないと。やっぱり1割負担が負担増になって、使いたくても使えないという方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、利用料の減免のほうも今後検討していただきたいというふうに要望して終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第5 認定第1号 平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して議題といたします。

本件は、去る9月9日開会の第3回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより、三宅良矢委員長に審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

決算審査特別委員長（三宅議員議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和元年9月9日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました平成30年度忠岡町一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業決算の認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、10月9日から11日までの3日間にわたり、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計並びに企業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、杉原健士委員、小島みゆき委員、是枝綾子委員、松井匡仁委員、前川和也委員と私、三宅良矢出席のもと審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されております決算書のとおりでございます。

財政課より平成30年度の一般会計の決算状況について説明がありました。経常収支比率は103.9%で、前年度と比べて5.5ポイント改善いたしましたが、17年連続で100%を超えており、現状では社会経済や行政需要の変化に対応した住民サービスの提供について、柔軟に対応することが容易でない状況がなお続いているとのことであります。

平成30年度の決算収支については、地方交付税やふるさと忠岡応援寄附金等の増により、収支については、黒字となっております。

実質収支は前年比6,052万5,000円増の7,210万2,000円の黒字となったことで、単年度収支についても改善され、30年度は財政調整基金を取り崩すことなく単年度収支が黒字となりました。

歳入決算額は69億1,487万5,000円で、前年度と比べますと5.8%の歳入増となりました。この増加の主な要因は、地方交付税及びふるさと忠岡応援寄附金等が増になったことによるものであります。配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金の歳入が減少となり、一抹の憂いはありますが、全体的にはなお堅調な歳入状況であると考えられます。

歳出決算額は68億3,929万3,000円で、前年度と比べると5.0%の歳出増となりました。認定こども園の施設整備補助金、スポーツセンター耐震化等整備工事、クリーンセンター煙突内筒整備工事の執行による投資的経費及び退職手当にかかる人件費の増によるとのことです。

また、平成30年9月に発生した台風21号に係る災害復旧等経費について、補正予算で対応したものも含めると総額で6,904万8,000円になるとのことです。なお、これらについては国や府からの支出金や交付税措置に関する起債などの一定の財源措置によることで、町の持ち出しが半分近くの約3,300万円に抑えられているとのことです。

平成30年度は、経常収支比率算定式の分母となる経常一般財源の収入が地方交付税やふるさと忠岡応援寄附金等の増により増加し、分子となる経常経費充当一般財源のうち、公債費が21.6%、扶助費が6.1%減少したため改善しましたが、府下ワースト2位であり、なお100%超えの状況は今後も当面続くと見込まれるとのことです。

続いて、今後の財政収支見通しについて説明がありました。

財政調整基金を含む実質収支順におきましては、30年度に限りますと31年3月時点での見通しより今回は7,000万円増の4億300万円となり、社会状況の先行きの影響ははかり知れませんが、令和6年度に向けて堅調に増加していく予定であります。

実質公債費比率においては令和6年度には現状の14.6%から6%へと減少し、それに伴い将来負担比率は現状の70%台から40%台を見込めております。経常収支比率100%を下回る予測についてのみ、前回の予算委員会時資料では令和元年に予定しておりましたが、令和6年へと下方修正されておりました。

上記の内容に関する要因として、ふるさと忠岡応援寄附金については、令和2年度以降20%減で見込んでおり、扶助費の給付費関連については、2%の伸びを見込んでおります。人件費については、定昇の1.1%で見込んでおり、クリーンセンター運営経費については、令和元年度当初予算ベースで見込んでいるとのことでした。

また、主要な普通建設事業につきましては、令和2年度において新浜集会所解体工事2,000万円、東忠岡小学校第2体育館解体工事で4,000万円、令和3年度から4年度において、東忠岡地区認定こども園整備事業で7億6,000万円、令和4年度においてシビックセンター空調更新事業で1億円、令和5年度において忠岡幼稚園園舎転用化事業で1億円を見込んでおり、令和6年度において文化会館外壁改修工事1億円、各年度それぞれ見込んでいるとのことでした。

次に、実質公債費比率の本町の数値は14.6%であり、29年度に庁舎建設債の大部分の償還が完了したことにより、令和2年度には7%台の数値へと減少し改善することを受けて、今後も健全な比率を保持できるよう起債発行についてはできる限り抑制に努めるとの説明でありました。

その後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の詳しい内容につきましては、各会派に配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

討論で各委員から出されました意見と要望であります。まず、前川和也委員は、大阪維新の会の前川和也です。30年度の決算審査が終わり、意見を申し上げます。

平成30年度は、本町におきまして、台風の大災害により多くの家屋が損壊するなど、過去に経験したこともないような甚大な被害が発生し、今もなおブルーシートの屋根が見受けられることから、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、30年度一般会計決算におきましては、歳入差引額は7,558万2,000円、実質単年度収支は1億5,658万4,000円と、29年度に比べ大きく改善し、財政調整基金を取り崩すことなく単年度黒字とのことでしたが、経常収支比率が103.9%と、17年連続で100%を超えております。

国の財政状況から地方交付税についても厳しい状況にある中、今後も公共施設の老朽化に伴う施設整備も見込まれるとともに、さらなる住民ニーズに的確に対応していくためにも、引き続き行財政改革、そして広域行政の推進を断行し、持続可能なまちづくりをお願いいたします。

個別の政策について、歳入関係では、大阪府地域徴収機構への職員派遣等、徴収体制の強化を図ったことでの徴収率の向上や、ポータルサイトの活用によるふるさと応援寄附金の増について、取り組みを進めていただきました。これについては引き続き推進をしていただきたいと思います。

歳出関係については、健康保持・増進において、健康マイレージ事業、各種健康診断事業などを行うとともに、新たな事業として健幸まつりなども行われました。

引き続き内容の充実を図っていくなど、参加者の増に向けての取り組みをお願いいたします。

教育、子育て支援の充実に向けては、忠岡地区において公私連携によるこども園の設置、子ども医療の中学校卒業までの引き上げ、特別支援教育就学奨励費の新設、あすなろ未来塾、英語教育関連事業の継続、拡充などに取り組んでいただきました。

30年度末には、第1次忠岡町子ども読書活動推進計画が策定されました。子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことができないものでありますことから、計画的な取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

スポーツセンターにつきましては、耐震化工事を行い、住民から要望の多かった温水プールについて指定管理者制度への移行に向けた取り組みにより、31年度から通年営業されることとなりました。引き続き、積極的に民間の活力導入について取り組んでいただきたいと思います。

水道事業につきましては、31年度4月から大阪広域水道企業団と統合されました。支障なく移行できるよう状況を注視していただく必要があります。

観光事業におきましても広域化が実施されました。財政からの観点だけではなく、小さな町単独では得ることができないようなスケールメリットを生かした事業の実現に向けて、さまざまな行政分野においてより一層の広域行政の推進にも力を入れていただきますようお願いいたしまして、30年度決算につきましては認定いたします。

次に松井匡仁委員は、

無所属なだ会、松井です。平成30年度一般会計、各特別会計、水道事業会計につきまして意見を申し述べます。

本年度一般会計決算におきましては、景気回復に伴う税収の増加に加え、町長を初めとする理事者の皆さんの懸命な財政再建努力、また、全国からの熱い応援寄附と、それにかかわっていただきました本町事業者様の応援、そして何よりも長きにわたり我慢に我慢を重ねてくださった忠岡町民の皆様の努力の結果、単年度ではありますが、財政調整基金を取り崩すことなく、黒字の決算委員会を開くことができました。ありがとうございました。

本年度におきましては、認定こども園の開園やスポーツセンターの開設など、新たな施策の年度となりました。

また、地方税の徴収強化対策事業におきましては、滞納繰越徴収率が大阪府内1位を達成したとの報告がありましたこと、高く評価したいと思います。

予算におきましては、「忠岡町民の命と財産を守る、安心・安全なまちづくり」の実現のため、防犯事業、交通安全対策費用、防災対策費用、施設老朽化対策費用などのさらなる強化を期待し、本決算を認定いたします。

次に、小島みゆき副委員長は、

平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

平成30年度決算は7,210万円の黒字との説明であります。中身については主に、地方交付税、ふるさと忠岡応援寄附金、個人住民税、法人町民税の増によるものであるとのことで、一方では、平成31年度に向け、認定こども園施設整備事業、スポーツセンター整備事業などによる2億1,000万円の町債の増であります。

認定こども園については、開園に向け我が党も推進してきたところであり、スポーツセンターについては、再開を願っていた住民の声であり、評価するものであります。

そしてこの年、9月4日に台風21号による甚大な被害を本町も受けました。1年が経過し、ようやく復旧したかのように思います。

昨今の自然災害は、想像以上のものがあり、引き続き防災減災対策に取り組まれるよう、また少子高齢化、人口減少化についても待ったなしであり、果敢に取り組んでいただ

くことを要望し、本決算を認定いたします。

次に杉原健士委員は、

本年は10月に町制施行80周年という記念すべき年でありまして、昨年度は皆さん述べられておりますように台風被害とか甚大な被害を受けておりまして、まだまだ完璧にお家の整備等々をやっていない方々が多数おること心からお見舞いしたいと思います。

それでは、呈祥会、杉原の意見を述べさせていただきます。

平成30年度忠岡町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の意見を述べます。形式収支は7,558万2,310円、実質収支は7,210万2,310円で黒字となっている。単年度の収支については、歳入において、個人町民税、法人町民税は増となったが、固定資産税が減となり、町税全体では1,257万8,000円の減となっております。

地方交付税の増、地方消費税交付金の減、国庫支出金は保育所等整備交付金などの増により2,840万9,000円の増、府支出金は認定こども園整備事業やスポーツセンター整備事業債などの増により2億1,048万7,000円の増となっています。

一方、歳出では、扶助費の減、公債費ではシビックセンター建設債などの償還完了に伴い減となり、スポーツセンター耐震化等整備工事や認定こども園整備補助金などが、かわって増となっているところであります。

平成26年度から平成29年度の4年間において、財政調整基金を取り崩して収支を調整していましたが、平成30年度決算において、財調を取り崩すことなく7,210万円の黒字となったのは評価できるところでございます。なお、庁舎建設債の大部分の償還が完了となったことから収支は改善される見込みであります。今後も新たな支出に備えるべく引き続き財政健全化に努めてほしいものでございます。

今決算でもいろいろと委員からの指摘がありましたように、入札方法の見直し、クリーンセンターの速やかな広域化、ちょっとした小さな委託料に至っても毎年同じ答弁を繰り返しておりますが、我々議会と理事者皆様が今後も両輪となって、あすの忠岡町へと前進していきたいと思っております。

よって、本決算には賛成いたします。

次に是被綾子委員は、

2018年度決算について日本共産党議員団の意見を申し上げます。

この年度、昨年は、9月4日の台風21号という大変大きな被害があり、いまだブルーシートがかかっている家も目立ちます。国や府、町としての被災者支援が今後も求められているところであります。

この年度は、台風21号の被害の対応という大きな行政課題がありました。職員の方々は、災害ごみの回収・処分の対応を初め、被害を受けた公共施設の修理や被災された住民への対応にと奮闘されました。災害対策については多くの課題が見え、今後の対策に生かすべく検討がされているところであります。防災・災害対策の計画の整備を求めてまいり

たいと思います。

本町の財政状況は、シビックセンター債の償還がこの年度で終わったため、公債費が減り、今後は公債費比率・経常収支比率がともに改善していく見通しであります。財政調整基金をこの年度は取り崩すことなく、実質収支は7, 210万2, 000円の黒字となりました。

歳入では、地方交付税の障がい児保育の密度補正係数の見直しだけでも1億円余りの増となり、ふるさと応援寄附金が約1億5, 000万円ありました。

歳出では、この年度の主な施策として、子ども医療費助成の通院分も中学校卒業までの拡充、就学援助の小学校入学準備金の前倒し支給、支援教育奨励費の実施、子ども食堂への補助、指定管理ではありますが温水プール再開のための耐震化工事、保護者の要望に応え、忠岡東幼稚園のリズム室にエアコンの設置などがありました。

大きな問題としては、①国保の都道府県化で低所得の方の保険料が上がったこと、②介護保険料24%の値上げが行われたこと、③町立忠岡保育所と忠岡幼稚園を民営化した認定こども園化する予算が生まれたこと、そして④広域化を進めているのにクリーンセンターの長期包括を今後さらに10年も延長する計画が行われようとしていたこと。しかし、クリーンセンターの今後10年のこの計画案は議会で否決され、とりあえず1年間は単年度契約することになりました。

決算審議の中で、入札における最低制限価格の事前公表など入札制度の改善、ごみ処理の広域化協議の前進の報告、中小企業利子補給の引き続きの実施、介護保険の総合事業でも現行相当サービスで介護水準を維持、来年度から始まる会計年度任用職員制度では、臨時職員の労働条件を向上させることなどが表明されました。

財政運営については、行政の無駄を省き、町民の暮らしの予算拡大に使われることを強く求めます。そのためには、①消費税交付金の社会保障分は一般財源の置きかえではなく、1億3, 230万9, 000円ありますので、福祉の向上のために使われること。

②ふるさと納税でこの間基金に積んできた2億8, 936万7, 000円は、1円も取り崩していないため、町民福祉施策の前進に使われること。

③委託契約については、随意契約や包括的ではなく、委託金額をきちんと見直しをされること。

④不要不急の公共事業は行われなことを強く求めます。

さらに、①子ども医療費の助成制度は高校卒業まで拡充されること、②国保料・介護保険料は高過ぎるので引き下げをされること、③トイレのない忠岡小学校の校舎内にトイレを設置されること、④避難所ともなる学校体育館にエアコンを設置されること、⑤日曜健診の回数をふやすこと、⑥集会所トイレの洋式化などに取り組まれることなどを要望いたします。

町民の声をよく聞いて、町民本位の町政を行っていただきますよう強く求めて、201

8年度決算を認めます。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業決算の認定について、一括採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に、今回の審査にあたっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中でありますが、理事者におかれましては、本委員会内でございました指摘事項等を十二分に踏まえていただき、本町財政の効率的運用を図ることはもちろんのこと、財政健全安定化に向けてより一層取り組みを強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、あわせて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和元年12月12日

決算審査特別委員会委員長 三宅 良矢

以上です。

議長（杉原 健士議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより日程第5 認定第1号 平成30年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 平成30年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して採決いたします。

委員長報告どおり認定することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご異議ないものと認め、本件は、決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第6 忠議第1号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案者の三宅議員より提案理由の説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

本案につきまして趣旨説明をさせていただきます。

本議案は、忠岡町報酬及び費用弁償条例（昭和28年6月18日条例第9号）の一部につき、本町の議会議員の職に現についている者に関してのみ、本条例の別表に定められております附属機関の委員及びその他の特別職非常勤の職員につきまして、これまでは議員報酬とは別に出席に応じて支給されていたものを今後は支給しないことに定めを変更した内容であります。

全議員の賛同をいただきますことを切に願います。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、これより忠議第1号 忠岡町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第7 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員、前川喜代治氏は、令和2年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第8 議案第55号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第55号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員 正木秀憲氏は、令和2年3月1日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第55号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第9 議案第56号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第56号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地域の振興、住民の生活の向上等の推進に関する業務を行う団体のうち、その

業務の全部又は一部が地方公共団体の事務と密接な関係にある公益的法人等に対し人的資源を派遣することにより、地方公共団体の諸施策の推進を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第56号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第10 議案第57号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第57号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第57号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第11 議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例10本を一括して改正するため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第12 議案第59号 忠岡町教育委員会委員定数条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第59号 忠岡町教育委員会委員定数条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、少子化や核家族化などの影響で教育環境も複雑・多様化するなかで地域住民の多様な意向をより一層広く反映させるため、地方行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書の規定に基づき、本町教育委員会委員の数を定めるべく、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第59号 忠岡町教育委員会委員定数条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第13 議案第60号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第60号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を年間0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第60号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議がありますので、起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(杉原 健士議員)

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長(杉原 健士議員)

日程第14 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じた給料・勤勉手当・住居手当の改正、会計年度任用職員制度の導入及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に係る所要の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第15 議案第62号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第62号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、会計年度任用職員制度の導入及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に係る所要の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第62号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第16 議案第63号 忠岡町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第63号 忠岡町下水道条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、現在大阪府内各市町村で行っている下水道排水設備工事の責任技術者の登録業務を、令和2年4月から大阪府下水道協会に一元化し、当協会にて資格者試験の実施から登録までの業務を一括管理することにより、業務の効率化及び受益者の利便性を図るため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第63号 忠岡町下水道条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第17 議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、9,302万1,000円で、これを補正することにより、予算総額は70億3,492万5,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税2,434万5,000円を計上、第13款 国庫支出金で、国民健康保険基盤安定負担金52万2,000円を計上、消防団設備整備費補助金26万4,000円を計上、第14款 府支出金で、国民健康保険基盤安定等負担金164万2,000円を減額、第16款 寄附金でふるさと忠岡応援寄附金5,000万円を計上、第19款、諸収入で、後期高齢者医療保険定率負担金精算金1,953万2,000円を計上。

歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金5,000万円を計上、ふるさと忠岡応援寄附金謝礼1,023万3,000円を計上、ふるさと納税返礼品配送手数料171万円を計上、寄附金決済等システム使用料26万3,000円を計上、ふるさと納税広告料58万3,000円を減額、寄附金返礼品発送等業務委託料1,222万8,000円を計上、第3款 民生費で、国民健康保険基盤安定等繰出金149万5,000円を減額、職員給与費等繰出金29万2,000円を計上、過年度子どものための教育・保育給付費府費負担金精算返還金69万7,000円を計上、第8款 土木費で、街路灯修繕料100万円を計上、下水道事業特別会計繰出金155万5,000円を計上、第9款 消防費で、救助活動用資機材購入費79万2,000円を計上、第10款 教育費で、過年度子どものための教育・保育給付費府費負担金精算返還金5万2,000円を計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、都市再生整備計画策定事業について、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額を700万円、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業について、期間は令和元年度から令和5年度まで、限度額を1億3,000万円と定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

議案書の65ページと68ページなんですけれども、ふるさと忠岡応援寄附金の件についてお伺いしたいと思います。

この件に関しましては、先ほどの決算委員会の報告でもありましたとおり、今、2億8,900万ほど基金として積み立てております。積み立てるのは結構なんですけれども、そのうち1億2,900万ほど、ここの3年間なんですけれども、1億2,900万ほど、ふるさと納税に関する費用として歳出しております。

ただ、この歳出方法なんですけれども、ふるさと基金のほうからいただいたお金からその分経費として給付をして、残った分を基金に積み立てるんであればまだ話はわかるんですけれども、歳出した分が一般財源から支出されているということが少し問題かと思えます。一般財源から支出されているということは、それにかかわる住民サービス、例えば街路灯の設置とか道路の改修とか、こういう工事がなされていないところもあるということで、住民からの要望も「ここの道路を直してほしい」とか「ここの道が暗いんで街路灯をつけてほしい」とか、そういう話がよく聞かれます。やはりその分を一般財源で使っている分がありますので、どうしても住民サービスが落ちていると思われても仕方ない予算の使い方だと思います。その辺に関してはどういうお考えでしょうか、お聞かせ願えますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ふるさと納税につきましては、納付いただいて町の基金に積み立てておりまして、その

分について今後必要な事業があればその事業の中に充てていくということでございますので、結局は議員おっしゃっていることと同じかとは思いますが、どちらに先に使うかでございますので。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

どちらが先に使うかという問題もあるとは思いますが、今、住民の方たちが今実際困っていること、これも寄附金で直していくということが今回の寄附金の目的の1つだと思います。寄附金の目的別というのもございますけれども、その中でも、例えば公共施設の整備のほうに使ってくださいという、そういう目的の分も3,300万ほど、今積み立てはございます。あと、福祉のほうに関して使ってほしいというのも約1億1,300万ほど、基金として積み立てております。このそれぞれの基金が忠岡町の今後の将来について、その建物とかで、そういうのに使ってほしいというのものもあるんですけども、あくまで住民サービスの向上、将来の向上もあるかもしれませんが、現在住民たちが困っているサービスに対してきちんと使うというのも1つの寄附金の使い方だと思います。将来のために貯めておくのではなくて、今困っているところを住民の人たちに還元していくというお考えはないでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

寄附金につきましては、住民さんの希望に沿ったところに積み立てているところでございます。福祉関係につきましては、それ以外もそうですが、特に福祉についてはこの後、東地区のこども園の整備とかいろいろな事業が控えておりますので、それらの事業を行うに当たって必要なところで使ってまいりたいというふうに考えております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

3回目です。どうぞ。

5番（二家本英生議員）

そういうことでありましたら、まずこの貯めている基金について今後どのような形で、はっきりとはわからないとは思いますが、町としてこういう形で予算を使っていき

たいとか寄附金を使っていきたいというのを、ある程度住民にわかるような形で明示していただけたら大変ありがたいと思いますので、その辺の明示の方法を今後検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

答弁、よろしいですか。

5 番（二家本英生議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

今、我が党の二家本議員が質問しましたのは、ふるさと忠岡応援寄附金の基金の使い道ということでありましたので、私は基金の使い道ということではなく、今回のこの補正予算に出されている返礼品、そして発送の業務の委託料、そしてその発送代ですね。手数料ですね。合計しますと発送代391万円、謝礼4,103万8,000円、発送業務3,883万1,000円、これの既定予算も合わせれば8,000万円を超えるということにことはなっているということになるわけですね。これの財源ですね。この補正予算の財源の内訳だけを見ても、これは財源はどこから持ってこられているんでしょうか。まずそれが1点目です。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

一般財源でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

一般財源ということで、歳入を見ますと地方交付税等を充てておられます、今回です

ね。これは忠岡の方が、このふるさと応援は忠岡にはできないわけで、他市の方、他市町村の方がされた分に、他市町村の方に毛布なりの返礼品を送る、そのお金の出所がどこかということが問題だと私は思います。そのことは決算委員会でも言いました。

本来でしたら、これはふるさと応援寄附金で、前年度とか前々年度積み立てた額が、今二家本議員、2億8,900万円と言いましたが、その中から取り崩してですね。寄附金は一たん積み立てないといけないという、手続上ありますので、これは仕方ないけど、積み立てた分はその年度でも取り崩してもいいですし、その基金なりから、この2億8,900万円から返礼品を出すのが本来ではないかと。本来そこから出さなければいけないのに、町民のためにことし使わなければいけない予算をこちらに回して、そして町民のため、地方交付税、そうですやん。地方交付税、そして、きょう午前中も午後も町民の要求、「これはどうですか」と言ったときに、「お金がない」「町民の予算がない」と言っておいて、町民でない方の返礼品をその町民に充てなければいけない予算から出しているということが、使い方としては、町民がこれを聞いたなら納得するかというところを問題にしているわけです。

これが町民の感覚、町民の目線から言えば、やはりそうではないかということを決算委員会でも指摘をさせていただいたということでもあります。町民でないとなかなか、こういう話を聞いたら「えっ」と思いますけれども、だからこの財源については何なのかと聞けば一般財源であって、本来は町民のさまざまなところに使う分がこちらの発送に使われたということなんですかということをお聞きします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ふるさと納税につきましては、逆に町民でない方からたくさんご寄附いただいております。それが黒字にもつながっているところでございます。その返礼品に係るその手数料等の支出については、若干実務的なところもございまして、近隣市町村がどのような手続をしているのか、ちょっとその辺も調べる中で、また本町の対応についても考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今、ちょっと例えて申し上げましたが、近隣の状況も調べていただいて、町民に必要な予算についてはやはりそちらのほうに使うということも大事ですよということで。返礼品のお金を町民のために使えじゃなくて、町民のための財源ね。入ってくる財源については

町民のために使うということをしてほしいと。こちらのほうでなく、この財源はやはり積み立てたところから取り崩して送ってくださいますという事で申し上げているだけです。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

すみません、職員手当のところ、ページで言いますか、67ページです。ここで退職手当、これが1,266万上がっています。この対象というのは何名でしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

退職手当につきましては、この分につきましては職員1名が自己都合といいますか退職の申し出がありましたので、その分の措置でございます。1名。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

この金額からしますと中堅の職員、いわゆる25年以上は勤まったであろうと推測できます。近年といいますか、最近特に途中で退職する、いわゆる60歳定年退職まで行かないという職員が結構ふえております。ここ最近の年を見ても、忠岡町にとってこれは損失ではないかなという職員もやめられています。今までせっかく一生懸命町のために働いてきて途中で退職すると。これが健康上の理由とかいうのであれば仕方がないんですが、ちょっと最近、途中退職というのが多過ぎるので、この辺について人事のほうとしてはどのようにお考えか、答弁願いたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

職員の自己都合による退職でございますので、おのおのの職員の方が健康上の理由であったりとか家の家業を継がれるとか、いろんなご事情があると思いますので、そこについて特段どうということについてはなかなか申し上げにくいと思います。

他市町村もそうですし、そういうところでもたくさんの方が退職されているというふう

な形で、きょうも堺市ですか、そういったこともありました。ただ、とは言うもののベテランの職員が大量に退職された後、その後なかなか、若手の職員に切りかわっている中で、その中でまだなおかつそういった途中の中堅以上の方が退職されるということについては、我々職場としては業務を進めるに当たってはマイナスの面もありますが、その分については我々残っている職員が英知を出し合いながら穴を埋めていくということで、住民サービスに、住民さんに迷惑がかからないように職員が一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

今、公室長がおっしゃったとおり、それは理にかなっておると思います。ただ、堺市とかと比較したら、当町は正職員が100人余りだということで、1名、2名でもかなり大きな比重を占めると思います。近年、特に多いんですよね。途中退職が。以前はそういうことはなかったです。そんなところの原因とかいったことも、やはり人事担当としては考えていかなくはないのではないかと、そのように考えています。

福利厚生面でも近年はもう職員にとってはほとんどないというようなことでね。例えばこれは関係ないかもしれませんが、3時になったらラジオ体操か、体操の音楽がかかっています。しかし、やってはる方は1人もいてません。これはやはりそちらのほうで指導して、わずか3分ぐらいのことですので、ちょっと休憩をとって体操しましょうかと。そういったことも踏まえて、職員の健康管理、福利厚生、途中で何でやめるんか、そういったこともよく調べて対応のほうをよろしくお願いしたいと思いますので。

議長（杉原 健士議員）

一言どうぞ。

町長公室（柏原 憲一公室長）

職員の福利厚生等々についても、また職員組合等もございますので、そのあたりのご意見も聞きながら、改善するものがあればそれについて検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

最後に。

2番（和田 善臣議員）

有能な職員が途中退職するようなことは避けて行ってほしい。それが私の本音なんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第17 議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）については、会議規則第39条第1項の規定によって、総務事業常任委員会に付託することにしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご異議ないものと認めます。

したがって、日程第17 議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）については、総務事業常任委員会に付託することに決定いたしました。

本件に係る報告は、次期再開日にお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第18 議案第65号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第65号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、185万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は19億9,521万5,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年分149万5,000円を計上、第3款 国庫支出金で、オンライン資格確認対応システム改修費補助金134万2,000円を計上、第5款 繰入金で、保険基盤安定等繰入金149万5,000円を減額、国民健康保険事業財政調整基金繰入金51万5,000円を計上、第8款 財産収入で、国民健康保険事業財政調整基金利子1,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、住民情報クラウドシステム改修委託料134万2,000円を計上、第5款 保健事業費で、保健師等賃金51万5,000円を計上、第9款 基金積立金で、国民健康保険事業財政調整基金積立金1,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第65号 令和元年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第19 議案第66号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第66号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、29万2,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億3,442万3,000円となります。

歳入につきましては、第7款 繰入金で、職員給与費等繰入金29万2,000円を計上。

歳出につきましては、第3款 地域支援事業費で、この款より支出いたしております職員の給与改定実施等に伴う調整額を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

これより、議案第66号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

日程第20 議案第67号 令和元年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第67号 令和元年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

まず、元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度忠岡町下水道事業特別会計予算」に改めるとともに、元号による年表示について令和に読みかえるものであります。

今回の補正予算額は、155万5,000円で、これを補正することにより、予算総額

は11億976万2,000円となります。

歳入につきましては、第5款 繰入金で、一般会計繰入金155万5,000円を計上。

歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、雨水ポンプ場運転管理委託について、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額を5,055万円と定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第67号 令和元年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は議了したので、本日の会議を打ち切り、議事の都合によって、明日から12月19日までの7日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。

よって、明日から12月19日までの9日間、休会することに決定いたしました。

次回、本会議は、来る12月20日午前10時より、再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（「午後3時25分」散会）